

平成26年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成26年3月6日（木曜日）

議事日程第1号

平成26年3月6日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第4号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第5号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第6号 八峰町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第7号 八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第8号 八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第9号 八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第10号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第11号 八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第12号 八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改定する条例制定について
- 第13 議案第13号 八峰町農業集落排水事業債償還基金条例を廃する条例制定について
- 第14 議案第14号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定について
- 第15 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第19 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
第20 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
第21 議案第21号 工事請負変更契約の締結について
第22 議案第22号 工事請負変更契約の締結について
第23 議案第23号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について
第24 議案第24号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
第25 議案第25号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
第26 議案第26号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
第27 議案第27号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
第28 議案第28号 平成25年度八峰町一般会計補正予算（第10号）
第29 議案第29号 平成25年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
第30 議案第30号 平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
第31 議案第31号 平成25年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第32 議案第32号 平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
第33 議案第33号 平成25年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第34 議案第34号 平成25年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
第35 議案第35号 平成25年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
第36 議案第36号 平成25年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
第37 議案第37号 平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	小林慶範	企画財政課長	武田武
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	大高伸一
管財課長	佐々木充	税務課長	田村功
教育次長	小林孝一	生涯学習課長	金田千秋
産業振興課長	須藤徳雄	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	田村博	幼児保育課長	日沼正明
農業委員会事務局長	米森博孝	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	工藤金悦		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木久明 書記 船山厚子

午前10時00分開会

○議長（須藤正人君） おはようございます。これより平成26年3月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。会期等につきましては議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長よりご報告願います。佐藤議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（佐藤克實君） おはようございます。議会運営委員会委員長の佐藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る2月21日及び28日の両日、議長同席の下に議会運営委員会を開き、

1月27日付けで議長から諮問のあった平成26年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から20日までの15日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告申し上げます。

- 議長（須藤正人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長のご報告のとおり、本日から20日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から20日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せてご報告願います。加藤町長。

- 町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成26年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

まず、1月5日に消防出初式を開催いたしました。

式典に先立ち、中浜地区で消防団員161名とポンプ車など20台が分列行進を行いました。時折雪が舞う中、消防人としての心意気を示す堂々の行進を披露し、集まった地域の方々からも拍手が送られておりました。その後、峰浜中学校体育館で式典を行い、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰に続き、来賓の方々から祝辞をいただき、全員で今年の無火災を誓ったところであります。天候に恵まれたとは言え、厳しい寒さの中、ご出席いただきました議員の皆様はじめご来賓の皆様には厚くお礼を申し上げます。

残念ながら、無火災を誓い合った出初式から2週間後の1月18日に、塙で住家一棟が全焼する火災が発生しました。消防署や消防団の懸命な消火活動により延焼は免れ、幸いけが人もありませんでした。まだまだ暖房器具を使用する季節でありますので、消防

団や消防署など関係機関と連携して火災防止に努めてまいります。

次に、平成25年秋田県飲酒運転追放等競争で当町が第3位になり、2月26日に秋田県知事表彰の伝達を受けております。

次に、町営内科診療所は、昨年5月から非常勤医師により週4日の診療体制で診療を行ってまいりましたが、3月からつばきさかクリニックの椿坂医師のご協力を得て、水曜日に埴川分院を再開し、週5日体制としております。

本院での治療は、月曜日に三田医師、火曜日に椿坂医師、木曜日に秋田大学の八木医師、金曜日に医師会病院の田中医師が担当することとなっております。

常勤医師の確保につきましては、医師不足の中、非常に厳しい状況下ではありますが、引き続き情報収集に努め全力で取り組んでまいります。

次に、灯油価格の高止まりによる灯油等購入費助成について申し上げます。

本年1月6日に該当すると思われる世帯に申請書を郵送しております。2月17日現在で82%の申請となっております。今後は、未申請の方に周知を図りながら申請漏れのないようにしたいと思います。

次に、各種検診の受診環境整備の一環として、平成25年度から平成27年度までの3年間、検診料をワンコインの500円としておりますが、がん検診の12月末での状況をお知らせいたします。

乳がん検診、子宮がん検診の受診率は、前年度最終結果と比較して増となっております。しかしながら、胃がん検診の受診率は1%の減となっております。この中で特に乳がんと子宮がんの検診では、69歳以下の受診率が7%以上の増となっており、受診環境整備の効果の表れと考えております。平成25年度の検診受診率等の最終結果を分析し、受診率向上のための環境を整えながら、町民の健康増進に寄与するよう努力してまいります。

次に、八森地区統合子ども園建設について申し上げます。

統合子ども園建設工事におきましては、平成25年4月発注の敷地造成工事をはじめとし、木造園舎新築工事、建築付帯工事、電気設備工事、機械設備工事、地中熱ヒートポンプ設備工事及び太陽光発電設備工事と、平成25年度に予定しておりました工事については、本年2月末までに全て完成いたしました。平成26年度においては、外構工事などを行うほか、園内の備品の整備や幼児送迎バスの購入を行い、本年11月の開園を目指してまいります。

次に、秋田デスティネーションキャンペーンの結果及び平成25年八峰町観光客入込数の結果について報告いたします。

まず、昨年10月から12月に、JRグループと県内自治体が連携して実施した大型観光キャンペーン「秋田DC」についてであります。県では、一部地域で伸び悩んだものの、秋田新幹線利用者や県立美術館、男鹿水族館の入館者、横手市「蔵の駅」の入場者の大幅な伸びなどにより「一定のDC効果が得られた」としております。

本町においては、観光関係者から「DC効果があまり感じられなかった。」との意見もありましたが、DCイベントとして開催した「はっぼう“んめもの”まつり」の入場者やハタハタ館、おらほの館の入館者の伸びなどにより、期間中の観光客数は、前年同期と比較して10%増の22万4,000人となり、一定の成果は得られたものと判断しております。

また、平成25年八峰町観光客入込数であります。7月・8月の大雨による自然災害の影響で、夏季の観光客数が前年を大きく下回りましたが、秋田DCや白神山地世界遺産登録20周年記念イベントなどを官民が連携して積極的に実施したことにより、前年より約5,000人増の91万8,000人となっております。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、平成26年産米の生産調整についてですが、米の需要が全国的に大きく落ち込んだことや平成25年産米が豊作基調になったことなどにより、生産数量目標は、全国で前年比3.3%の減少、秋田県には前年比3%の減少で配分されました。昨年12月26日に県から市町村別生産数量目標が示され、町へは前年より1.8%、173t少ない6,218tが配分されました。これを受けて2月3日に開催された八峰町農業再生協議会の臨時総会で配分方針等が協議され、水稻作付率は前年より1.8%減の58.4%に、転作率は前年より1.8%増の41.6%とし、農家に一律配分することに決定されました。

農業再生協議会では、3月3日に開催した農事班長会議で生産数量目標の配分方針などについて説明し、各農家に配分したほか、国の「新たな農業・農村政策」について東北農政局の担当職員から説明していただいたところです。

次に、菌床シイタケの生産状況について申し上げます。

菌床シイタケの栽培は、現在8農家が22棟で栽培しているほか、峰浜培養が10棟で栽培しています。販売実績については、1月末での規格別販売状況によると、販売単価の高いA品とB品を合わせた秀品率は68%、C品と規格外品は32%の割合になっており、

これまでの出荷総数は約411 tであります。昨年5月から本年1月までの100 g 1パック当たり平均単価は92.1円となっており、販売総額は3億7,800万円強となっております。昨年の秋以降、単価が上昇し良好な販売実績となっておりますが、約3割を占めるC品・規格外品をいかに少なくするか、今後の課題であります。

また、峰浜培養の経営状況についてですが、ホダ製造販売部門において、県外への販売強化による収益の増加が見込まれており、会社全体としては黒字ベースで推移している状況であります。

次に、猿害対策の実施状況について申し上げます。

猿害対策については、町やサル被害者の会、猟友会、自治会、農業者団体などで組織する猿害対策地域協議会が主体となって猿の捕獲や追い上げ、被害防止対策を実施しているところであります。

平成25年の被害状況についてですが、被害面積は10.28 h a で、前年より13.95 h a の減少、また被害金額では169万円で、前年より37万円の減少となりました。被害面積、被害金額は平成23年より年々減少しており、防止対策の成果が表われた結果となっております。

猿害防止対策としては被害防止網や花火の無償提供のほか、一昨年からは農家などが設置する簡易電気柵等の半額助成を行い成果を得ております。しかし、より効果的な対策は猿を捕獲することであり、猟友会による捕獲活動が最も効果的な対策であると考えております。

八森、峰浜猟友会では、5月から10月に週2回定期的に巡回し、捕獲や追い上げを行っているほか、被害情報を町に提供し、檻の設置に役立てています。捕獲数は、平成23年度が100頭、平成24年度が89頭、今年度は1月末現在で51頭の実績となっております。平成26年度からは、猟友会を中心とした新たな猿害対策の組織を設置すべく、本定例会に関係条例の一部改正案を提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に、J-VERクレジットの販売状況について申し上げます。

町では、平成23年度からクレジットの企業等への販売に努めてきましたが、今年度はマイクライメイトジャパン株式会社から133 t、三菱UFJリース株式会社から16 t、町内の秋田グリーンメンテナンス株式会社から44 t、合計193 tの購入申込みをいただき、年度末で203万円の販売見込額となりました。3年間の販売累計は825 t、販売金額は1,178

万3,500円の見込みとなっております。販売収益につきましては、「八峰町自然再生基金」に積み立て、温室効果ガスの吸収促進と林業活性化に繋がる取組に活用しております。

また今年度、町では環境省の「カーボン・オフセット認証事業」に取り組み、カルビーカルネコ事業部の支援を受け、峰浜培養の菌床シイタケに町のJ-VERクレジットを組み合わせた商品「八峰美人」を計画しました。この商品は「八峰美人」を購入した消費者が、1日で排出すると予測される二酸化炭素5kgをオフセットするもので、商品に使用するシイタケも規格外で市場に出ることの無いものに着目し、シイタケの無駄な廃棄も減らすという環境に配慮した取組であります。今後、関東で行われるイベントなどで展示販売を行い、町のJ-VERクレジットのPRと販売に努めてまいります。

次に、今冬の除雪状況についてであります。県内の多くの市町村においては、一時平年の2倍から3倍の積雪量に達し、除雪に大変苦慮した市町村もありましたが、当町においては平年並の積雪量や除雪稼働日数となっており、除雪作業は順調に行われております。予算の執行状況は、2月15日までオペレーター委託では7割弱、機械委託は5割程度の支出見込みとなっております。

次に、観海地区簡易水道整備工事についてであります。配水管布設工事につきましては、6工区を発注し昨年12月までに完成しており、完成検査を終えております。

取水施設築造工事につきましては、2月末までに魚道ブロックと根固ブロックが搬入されておりますので、3月末までに取水ゲート付近を除いてブロックの設置を終える計画で工事を進めております。

浄水場整備工事につきましては、地盤の整地や擁壁ブロックなどの土木構造物の設置を施工しております。また、大型設備機械は各工場で作成しており、今後の浄水棟建築の進捗にあわせて搬入できるものと思っております。

取水施設築造工事の平成25年度出来高部分で工事短縮を図るため、現場精査の結果、仮設材の一部が減量になることから、工事請負変更契約が必要になっております。

また、浄水場整備工事では、地盤が軟弱であるため地盤改良やL型擁壁の設置など、当初見込んでいなかった工費が必要になりましたので、今議会に取水施設築造工事と浄水場整備工事の2件の請負変更契約案を提案しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、平成25年度八峰町スポーツ文化栄誉賞について報告いたします。

去る2月22日文化ホールにおいて、授与式を開催しました。今年度は、スポーツ部門・文化部門とも素晴らしい活躍が見られました。

まず、「町長特別賞」ですが、学童野球の八森ブルーウェーブと、能代工業高校3年の後藤成哉さんが受賞しました。八森ブルーウェーブは、高円宮賜杯全日本学童軟式野球秋田県大会で優勝し、八峰町誕生以来、初めて全国大会に出場し、町民に夢と感動を与えた功績で、監督・コーチを含め24名が受賞しました。後藤成哉さんは、インターハイのウェイトリフティング競技で第3位入賞と、3年連続して全県大会優勝を達成した功績により受賞しました。

次に、「教育委員会賞」ですが、スポーツ栄誉賞には、全日本中学校通信陸上競技大会秋田県大会走り高跳びで第1位の峰浜中学校3年高田省吾さんほか9名に、「文化栄誉賞」には、東北地区中学・高校ディベート選手権大会で優勝された能代高等学校3年弁論部岡田梨紗さんほか6名が受賞しました。

次に、「小中学生奨励賞」として、スポーツ奨励賞に1名、文化奨励賞に1団体と2個人がその活躍が認められ、めでたく受賞しております。

町民の皆様はもとより、多くの児童・生徒の皆さんがスポーツや文化活動において活躍され、八峰町の名声を県内外に広く轟かせたことに対し、心からお祝いと感謝を申し上げ、今後の更なるご活躍を期待するものであります。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第4号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて八峰町鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員に年報酬を支払うため、条例改正するものであります。

議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、条例改正するものであります。

議案第6号、八峰町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例制定については、社会教育法が改正されたため、条例改正するものであります。

議案第7号、八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号、八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定について及び議案第12号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についての6議案については、いずれも消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、条例改正するものであります。

議案第13号、八峰町農業集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例制定については、当該基金を平成25年度で全額処分することとなったため、条例を廃止するものであります。

議案第14号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定については、秋田県市町村総合事務組合で制定している秋田県市町村職員の退職手当に関する条例が改正され、早期退職募集制度を導入したことに伴い、早期退職希望者を募集する条例を制定するものであります。

議案第15号、公の施設の指定管理者の指定については、生活改善センターやコミュニティセンターなどの集会施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第16号、公の施設の指定管理者の指定については、高齢者多目的集会施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第17号、公の施設の指定管理者の指定については、産地直売施設「おらほの館」の指定管理者を指定するものであります。

議案第18号、公の施設の指定管理者の指定については、野菜集出荷施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第19号、公の施設の指定管理者の指定については、ハタハタ館の指定管理者を指定するものであります。

議案第20号、公の施設の指定管理者の指定については、ポンポコ山公園及びポンポコ山公園パークセンターの指定管理者を指定するものであります。

議案第21号、工事請負変更契約の締結については、観海浄水場整備工事の変更契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号、工事請負変更契約の締結については、観海地区取水施設築造工事の変更契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について、議案第24号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、議案第25号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、議案第26号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について及び議案第27号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、いずれも地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰入にかかるものであります。

議案第28号、平成25年度八峰町一般会計補正予算（第10号）は、4,819万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億599万7,000円とするもので、歳出の主なものは、財

政調整基金積立金、ふるさと八峰応援基金積立金、岩館・八森両漁港関連の県負担金、防災無線の修繕費、診療所特別会計への操出金が主な追加分で、そのほかは各事業の精算などによる減額となっております。

議案第29号、平成25年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、1,782万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億8,478万9,000円とするもので、歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費、償還金、予備費を追加し、一般被保険者高額療養費、高額医療費、共同事業医療費拠出金、保険財政安定化事業医療費拠出金などを減額するものであります。

議案第30号、平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、2,147万円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億3,897万4,000円とするもので、歳出の主なものは、高額介護サービス等費、予備費を追加し、任意事業費を減額するものであります。

議案第31号、平成25年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、96万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,421万5,000円とするもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金と一般会計操出金を追加するものであります。

議案第32号、平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、416万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を6億6,837万7,000円とするもので、歳出の主なものは、一般管理費と八森地区施設改良費の減額であります。

議案第33号、平成25年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、574万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億5,584万2,000円とするもので、一般管理費と八森・沢目両処理区の施設管理費の減額であります。

議案第34号、平成25年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入の組替えであります。

議案第35号、平成25年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、24万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を6,613万円とするもので、岩館地区施設管理費の減額であります。

議案第36号、平成25年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、40万円を減額して、歳入歳出予算の総額を277万7,000円とするもので、施設管理費の減額であります。

議案第37号、平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、2,005万8,000

円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,327万5,000円とするもので、医科・歯科の一般管理費及び医業費などの減額であります。

議案第38号、平成26年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第39号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第48号、平成26年度八峰町営診療所特別会計予算までは、各特別会計の当初予算であります。

議案第49号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員である佐々木一衛氏が平成26年3月31日で辞任することから、新たに柴田節郎氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は46議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成26年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

我が国の経済は、大胆な金融施策、機動的な財政施策、民間投資を喚起する成長戦略が功を奏し、実質国内総生産（GDP）はプラス成長となるなど、日本経済は着実に上向いていると言われております。しかしその一方で、景気回復の実感は、中小企業、小規模事業者や地域経済には未だ十分浸透しておらず、また、業種ごとにばらつきが見られ、物価動向においてもデフレ脱却は道半ばと見られております。

国の財政状況は、社会保障費の増嵩と少子高齢化等の要因によって悪化が続き、さらに、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なって、国債発行額が1兆円を超えるまでに拡大するなど極めて厳しい状況となっており、中期財政計画に沿った財政健全化が急務となっております。

このような状況を踏まえ、今後の経済・財政運営にあたっては、経済成長に繋がる施策を果敢に展開し、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが必要で、日本再興戦略の実行と加速・強化すると共に、産業競争力強化法、国家戦略特別区域法の積極的な活用や政策資源の重点配分などにより、日本経済の成長力を強化し、その成果が国内全般に波及することを目指しております。

このため、平成26年度の国の予算においては、社会保障をはじめとする義務的経費などを含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、新しい日本のための優先課題推進枠を設け、民間需要や民間のイノベーションの誘発行為の高い施策、緊急性の高い規制改革と一体として講じなければならない施策などに予算を重点配分しております。

平成26年度地方財政対策の概要については、1月下旬に総務省から示されましたが、平成21年度以降、リーマンショックに伴う著しい景気後退で設けられた歳出特別枠や地方交付税の別枠加算が縮小されておりますが、同時に地方法人課税のあり方も見直され、地方公共団体の財政運営に配慮しつつ、地域間の税源偏在の是正方針により、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう配慮されております。また、今後の人口構造の変化に適合した地方制度の構築の足掛かりとして、定住自立圏構想を強力に進めると共に、地方中枢拠点都市を中心とする新たな広域連携や広域市町村圏での効果的・効率的な機能分担が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みが模索されております。

このような中で、本町の平成26年度予算編成は、地方財政を取り巻く厳しい状況を勘案し、自主財源の確保や地方債の選択、抑制による地方債残高の圧縮など、健全財政の維持を図りながら、安全・安心な生活環境の整備、地域経済を支える地場産業の振興及び町民福祉の向上に繋がる予算編成を基本方針に作業を進めてまいりました。

その結果、一般会計予算総額は、前年度対比で2億3,200万円の減、率にして3.8%減の58億4,000万円となりましたが、一般財源が前年と同程度の中で、社会保障費、福祉、産業、教育関係などの施策や道路・河川の新設改良及び維持管理事業などの一般行政経費が増嵩していることや、消費税増税の影響などから歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金2億円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策についてご説明いたします。

まず、東日本大震災から満3年を迎えようとしております。未だに行方不明者は2,600人を超えております。亡くなられた方のご冥福をお祈りすると共に、行方不明者の一日も早い発見を心から願い、併せて被災地の一日も早い復旧・復興を願っているところであります。

防災対策として、県の地域防災計画と整合性を図りながら、町の地域防災計画を見直したいと考えております。また、津波の避難対策として、浜田地区の避難路の整備に着手いたします。整備する場所は、浜田自治会と相談しながら、通称「下じゃ」から「本館」に上がるルートを計画しております。

再生可能エネルギー等導入事業についてであります。新年度は、災害時に避難所となる八森中学校と埴川小学校に太陽光発電システムとソーラ式の街路灯を整備いたします。

空き家対策と定住奨励金事業については、新年度も事業を継続し、町内の空き家の現状・実態調査を行い、活用できる空き家については、借家等の情報登録を促すと共に、管理の行き届いていない空き家に関しては、適正な管理を指導し、住環境の改善と定住促進を図ると共に、危険な空き家については補助制度を創設して対応してまいります。

地域交通対策について申し上げます。

「バス乗車券類購入支援事業補助金」については、新年度も継続し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図ってまいります。

新規事業の自治会育成支援事業についてであります。住民にとって最も身近な自治会の自治活動及び地域づくり活動を支援し、住民主体のコミュニティ活動の醸成から、住民の交流と共助の意識を高めてまいります。

次に、電算共同化事業について申し上げます。

秋田県町村電算システム共同化については、既設電算機器による運用と保守管理を行いながら、9月には基幹系電算システムの運用を計画しており、データ移行などの作業がスムーズに行われるよう努めてまいります。

地域情報化事業については、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、光回線を活用したWi-Fiスポットを役場、ファガス、峰栄館、小中学校等に設け、行政に関する情報、イベントなどの観光に関する情報などを提供すると共に、災害時には避難所となる小中学校で良好な通信の確保を図ります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町においても、高齢化率は年々高くなる中、老人クラブ活動への支援、憩いの場としての湯っこランドの運営、災害時における要援護者支援体制の整備など、高齢者の皆様が生き甲斐を持ち、健康で安心して暮らせるよう努めてまいります。

また、敬老式については本年度と同様に実施してまいります。

障害者福祉についてですが、障害者総合支援法に基づき適切なサービスの提供に努めてまいります。

旧岩子小学校を社会福祉法人「秋田虹の会」へ無償で貸し付けし、障害者通所施設として利用する計画のほか、現在、障害者通所施設として利用されている旧石川子ども園をショートステイ施設として活用する計画もあり、今後の事業展開に期待するところであり、障害者の雇用の確保や自立に向けた環境の充実に努めてまいります。

今まで月2回開催していた精神障害者当事者の会「のんき会」の活動は、週1回会場

を確保しながら開催する方向で関係機関と調整しており、様々な場面でサポートしていきたいと考えています。

福祉医療についてですが、対象となる方々への適切なサービスを提供すると共に、0歳児から小学生までについては、引き続き町独自の上乘せをしながら医療費の無料化を実施してまいります。

児童福祉についてですが、放課後児童クラブについては、今年度同様4か所で実施いたします。小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての育児助成金支給事業は、引き続き実施してまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を充実させながら実施してまいります。

各種がん検診等については、節目年齢の方々への無料クーポンによる受診奨励や検診の大切さの啓発、受診勧奨などを電話で行うコール・リコール事業、ワンコイン検診事業や検診会場における一時託児を引き続き実施し、町民の皆様が受診しやすいような環境整備に努めてまいります。

30歳代の乳がん検診にエコー検査を新規に取り入れるほか、肝炎ウイルス検査についても、無料で検査を受けられる制度や肝炎ウイルス感染者への助成制度を周知してまいります。

母子保健事業についてですが、母性と子どもの健康保持・増進のため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室などを実施してまいります。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療への助成を継続してまいります。

乳幼児を対象とした子育て支援についてですが、赤ちゃんの誕生に併せて支給している赤ちゃん誕生祝金事業についても、引き続き実施してまいります。また、乳幼児への感染症予防対策として、おたふくかぜワクチン・水痘ワクチンに加え、ロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチンの各任意予防接種に対しても助成してまいります。

感染症予防と共に子育て支援事業として、乳幼児から高校生までの季節性インフルエンザワクチン接種に対して助成をしてまいります。

虫歯予防対策についてですが、低年齢児から虫歯予防対策として、幼児へのフッ化物塗布事業や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対してのフッ化物洗口事業を、町営歯科診療所などのご協力を得ながら引き続き実施してまいります。

自殺予防対策についてですが、日常の保健師活動をはじめとして相談会や専門家による地区懇話会などを実施してまいります。また、啓発事業としてのハート文庫の充実、心といのちのカレンダー作成、自殺予防フォーラムの開催などのほか、八峰しらかみネットワーク会議や福祉関係団体とも連携しながら自殺予防に取り組んでまいります。

ひきこもり対策については、その必要性を十分認識し、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、家庭系ごみの収集運搬についてですが、全町のごみステーション化や収集運搬回数を統一してから6年目となり、町民の皆様のご協力により順調に行われております。

今後ともごみ減量化や資源ごみの分別を推進すると共に、ごみの不法投棄防止のための啓発やごみ捨て禁止看板の設置などにより環境衛生の向上に努めてまいります。

また、平成20年度から実施している家庭用廃食油の回収や小型電気電子機器回収事業についても引き続き取り組んでまいります。

次に、子ども園関係について申し上げます。

主要事業の八森地区統合子ども園建設事業であります。本体園舎の建築や設備工事が完成したのを受け、平成26年度においては、園庭や遊具・駐車場などを整備する外構工事、園内の備品の整備、幼児送迎用のバス2台の購入などを計画しております。新年度予算には、これらの工事費及び工事監理費や備品購入費の所要額を計上しておりますのでよろしく申し上げます。

次に、労働関係について申し上げます。

秋田財務事務所の平成25年10月から12月期の県内経済情勢報告によると「県内経済は、緩やかに持ち直している。」とし、雇用情勢についても「一部に厳しさがみられるものの、持ち直しつつある。」としておりますが、町内の経済情勢及び雇用情勢は、アベノミクス効果が実感できず、引き続き厳しい状況下にあります。

このことから、本年度においても町単独事業として八峰町雇用創出活動支援事業を継続することとし、産業創出、ものづくり、販路開拓の3分野について重点的に支援し、地域経済の活性化及び雇用の拡大を促進します。

次に、水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施しております種苗放流及び栽培漁業定着強化事業については、引き続きヒラメ、アワビ及びアユの放流事業を支援するほか、ナマコ資源の増殖事業の支援も継続して行います。

漁業振興策の一環として、秋田県漁業協同組合に対し、町内在住の漁業経営者に対する融資資金の原資として、漁業経営安定資金の短期貸付けを行います。

地魚まるごと売込み事業を実施し、地元魚介類の消費拡大を促進します。

漁港建設事業については、漁業関係者との調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の整備を促進すると共に、漁港保全計画に基づく八森漁港及び岩館漁港の機能保全事業を促進します。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興に欠くことのできない融資斡旋制度の通称「まるブナ」については、引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関とタイアップして利子補給及び信用保証補給を行い、町内企業の経営を支援してまいります。

首都圏を中心に開催される物産展や商談会に積極的に参加し、町特産品等の販路の拡大による産業の振興に努めます。

八峰白神自然食品と連携し、「八峰白神の塩」、「八峰白神塩もろみ」等の安定した品質の生産及び販路拡大を促進すると共に、八峰白神ブランド事業を継続し、参加企業の拡充と販路開拓を促進します。

秋田県企業誘致推進協議会が主催する企業立地セミナーなどに参加し、企業誘致活動を積極的に行うと共に指定事業者に対し雇用奨励金を交付するなど、産業振興による雇用の拡大に努めます。

次に、観光振興について申し上げます。

JRと連携して実施する秋田デスティネーションキャンペーンについては、本年度はアフターDC事業に参画し、本町の観光資源や特産品などを戦略的に売り込み、交流人口の拡大と八峰ファンの確保に努めます。

雄島花火大会、んめもの祭りなどの観光イベントについては、交流人口の増加などによる町内経済への波及効果も期待できることから、引き続き支援してまいります。また、観光協会の活動も引き続き支援してまいります。

御所の台ふれあいパーク整備事業を実施し、公園の利便性の向上に努めます。

八峰白神ジオパークについては、ハード・ソフト両面の充実を図ると共に、旅行エージェントや町内関係団体との連携を強化し、ジオツーリズムの確立に努めます。

次に、農業関係について申し上げます。

国では、昨年12月10日に、農業政策の抜本的な改革を目指す「農林水産業・地域の活

力創造プラン」を決定しました。この計画を進める具体的な政策として、平成26年度から「農地中間管理機構の創設」や「経営所得安定対策の見直し」、「水田フル活用と米政策の見直し」、「日本型直接支払制度の創設」の4つの改革を柱に進めることにしています。しかし、改革の概要は公表されているものの、未だに要綱・要領が示されていないため、細部について不透明な部分が多い状況となっております。

県では、米政策の見直しなど国の農政改革への対応について「秋田県農業・農村元気創造推進本部」を立ち上げるなど、国の農業改革を踏まえた県農政の新たな展開方向、事業を検討しています。

町としては、国や県の新たな制度や支援策などの動向に注視しながら、農業団体等と連携を密にして情報収集に努め、国や県の補助事業などを積極的に活用して、町の基幹産業である農業の振興に努めてまいります。

新年度の生産振興・経営安定対策については、県単独事業などを活用して、認定農業者や農業法人などの経営の複合化に必要な機械・施設の導入を支援し、振興作物の生産拡大や経営安定対策を図ります。また、野菜の「園芸作物価格補償事業」を継続実施するほか、県単事業として平成25年度で終了する「重点品目産地づくり支援事業」を、新年度で町単独事業として行い、ネギ、キャベツ、ミョウガなどの産地づくりを支援します。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、経営の規模拡大や複合化に必要な機械、施設などの整備を支援する町の「担い手育成応援事業」を引き続き実施します。また、国の「青年就農給付金事業」を活用して、新規就農者を確保すると共に、「農地中間管理機構」の活用により、担い手の規模拡大を図ります。

菌床シイタケ生産振興については、栽培農家に意欲的に取り組んでもらい、生産額の復活と雇用確保を図るため、引き続き支援を計画しました。「新菌導入指導者補助事業」は、専門家の方に町に常駐して1年間指導していただきましたが、新年度は、月に1、2回程度来て、ホダの製造や培養、農家個々の栽培状況について指導していただく計画で、その費用を町で支援することにしました。

また、価格補償制度への加入者負担金助成事業、販売促進活動補助事業についても継続実施いたします。

生薬試験栽培については、新年度も引き続き町の農園で試験栽培を行う計画であり、所要経費を予算計上しております。栽培期間の短い生薬については、種子を確保した上

で農家の栽培に繋げる計画です。

なお、生薬栽培の平成26年度国庫補助事業の公募スケジュールについては、締め切りが3月下旬で、4月上旬に補助金交付者が決定される旨県から連絡があり、準備を進めているところであります。

農業農村整備事業の主なものは、継続事業の「県営防災ダム事業」、国の「中山間地域等直接支払交付金事業」のほか、日本型直接支払制度として国が新たに創設した「多面的機能支払交付金事業」を予算計上しております。

鳥獣被害対策については、猟友会員の確保を図るため、継続して「狩猟免許取得補助金」2名分を予算計上しております。

また、猿害対策については、新年度も銃器や檻による捕獲、追い上げなどの予算を一般会計と猿害対策地域協議会会計に計上したほか、継続事業の「農家が設置する電気柵等への補助金」も予算計上しております。

次に、林業関係について申し上げます。

農林水産省は、日本の森林・林業を早急に再生していくための指針となる「森林・林業再生プラン」を作成し、目指すべき姿として、木材自給率を50%以上とする目標を定めています。

また、県では「農林漁業競争力強化・躍進プラン」を策定し、秋田スギ材の利用拡大や未利用広葉樹資源の活用を促進することとしており、町では「森林整備地域活動支援交付金事業」により計画的な森林管理業務を支援するほか、「森林環境整備事業」を活用して保育間伐事業などを促進します。

新規事業として、分収林皆伐跡地10haを広葉樹施業への転換を行い、材の多面的な活用と地球温暖化防止をねらいとして、3年計画でコナラを植樹することにしております。

「松くい虫防除対策事業」については、町単事業のほか国・県の補助事業を活用して被害拡大防止を図るため、総額2,200万円あまりを予算計上しております。

林道整備事業については、県営林道峰浜線の新年度予定事業費は1億5,000万円で、町の負担金10%に当たる1,500万円を予算計上しました。

次に、J-VERプロジェクトの新年度の取組について申し上げます。

これまでのカーボン・オフセットクレジットの販売総額は、1,178万円あまりで、「自然再生基金」に積み立て、地球温暖化対策や自然再生に繋がる取組などに活用してきて

おり、今後も引き続き活用してまいります。また、企業訪問や企業などのマッチングイベントなどに積極的に出展し、クレジットの販売活動を行ってまいります。

次に、町道関係について申し上げます。

町道の維持管理については、建設課直営班と業者委託などにより、舗装補修、側溝管理、道路安全施設の点検整備や草刈作業などを適宜に行い、良好な交通と安全の確保を図ってまいります。また、町道沼田田中線などの流末側溝改良を実施します。

新設改良事業では、町道小入川岩館線の法面保護や、町道観海浜通線、町道石川幹線、町道小糠森2号線の道路改良の施工や、町道本館線の防雪柵の改修を行います。橋梁は安全性を重視し、適切な維持管理に努めてまいります。仲村橋と山内新橋の修繕工事を行うほか、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検5年後の再点検業務委託や小入川橋と塙橋の修繕のため、調査設計業務委託を実施します。

除雪については、国道・県道の除雪関係機関と連絡調整を密にしながら、町内の除排雪作業にあたります。予算は、冬期交通の確保に必要な通常の所要額を計上しております。

住宅関係については、町営住宅の設備機器などの修繕や必要箇所の補修を実施すると共に、住宅リフォーム緊急支援事業を継続し、住民の定住化を図ってまいります。

急傾斜地崩壊対策事業について申し上げます。

県では、引き続き横間地区及び岩館地区の県単急傾斜地崩壊対策事業を計画しておりますので、当該事業の負担金を計上しております。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

平成26年度の地籍調査事業は、八森地区が八森字下嘉治助台・滝の上・五輪台上段の各一部を予定しております。面積にして27ha、筆数が745筆となっております。峰浜地区は、峰浜水沢字水汲沢大道端の一部を予定しており、面積が23ha、筆数が241筆となっております。また、平成25年度に実施した地籍調査事業の成果については、地籍簿及び原図の作製などを予定しております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

最初に、学校関連予算の概要について申し上げます。

本町の小・中学生は、全国学力テストや体力調査において、全国や全県を上回る成績を維持しているところであります。子どもたちの心の健康と体力の向上を図りながら、更なる学力向上に努めていく必要があり、引き続きそのために必要な予算措置を講じて

おります。

まず、外国語指導助手の配置であります。外国語指導助手の経験を持ち、八峰町内在住の外国人1名を雇用し、町内小・中学校における英語教育の充実を図っているところでもあります。授業に対する当人の意欲的な姿勢に対しては、各学校からの評価も高く、児童生徒の学習意欲の向上など徐々に効果も見えてきていることから、今年度も引き続き実施してまいります。

子どもたちの国際交流や国際理解を深めるために実施している国際教養大学との連携事業であります。小・中学校の英語学習に対応すると共に、地域の方々との交流を通じて、異文化に対する理解を深めていくこととして、今年度においても年間を通じて交流を予定しております。

教育ICT支援員の設置であります。町内の小・中学校は、全学年・全クラスに電子黒板とデジタル教科書、インターネットの接続環境の整備を完了し、昨年2学期からほかに先駆けて教育ICTを授業で活用しているところでもあります。今年度も、引き続き情報通信に詳しい専属の支援員を配置し、授業におけるICT機器のより有効な活用を図ることにより、児童生徒の学習意欲向上に繋がりたいと考えております。

特別支援教育支援員の配置であります。発達障害などの児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握してその持てる力を高めること、生活や学習上の困難を改善すること、自立に必要な適切な指導や支援を行うことなどを目的に、引き続き配置し、より良い学校教育環境づくりを図っていくこととしております。

学力フォローアップ授業であります。中学校での学習上の分からないことをそのままにしないこと、長期の休み期間中であっても良い学習習慣を定着させることを目的に、夏休みと冬休みを通じて快適な環境を提供しつつ20日間実施しております。特に昨年は対象とする生徒を全学年に拡大すると共に、基礎学力の自己チェックを行えるようにし、それぞれの単元の理解力を高めていくことを念頭に実施しましたが、今年度も引き続き実施することにより、将来の学力向上に繋がっていくものと考えております。

小中連携児童生徒交流事業であります。中学校入学後の環境変化から、問題行動が発生しやすくなるいわゆる「中1ギャップ」を防ぐことを目的に、小学6年生と中学1年生との宿泊交流事業を、あきた白神体験センターを会場として引き続き実施してまいります。

秋田大学の准教授による思春期の悩みに関する講演やカウンセリング、先輩後輩の互

いの交流や親睦を通じて、中学校生活に関する不安を解消していくこととしております。

以上の事業を連携しながら実施することにより、子どもたちの考える能力、人に伝える能力、人と繋がる能力が高まり、成長していくものと確信しております。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

平成23年度に策定した「第2次社会教育中期計画」の「ひとを育み、地域づくりにつながる社会教育」の基本理念の下に、3年目の平成26年度も学習機会の提供、地域や家庭、そして学校が連携した事業に努めると共に、生涯学習やスポーツの推進、文化財保護、芸術文化の振興、読書活動などを推進してまいります。

生涯学習においては、町民の要望や社会の変化、そして地域の課題に応じた学習に対応する各種講座を開催し、また、ことぶき大学の運営も引き続き行ってまいります。

生涯スポーツについては、体育協会や総合型スポーツクラブとの連携を強め、スポーツを通して健康維持、コミュニティの活性化に努めてまいります。

今年は、全国共通のスポーツイベントであるチャレンジデーに初参加し、町民こぞってスポーツに親しむ機会を設け、さらには秋田県市町村対抗駅伝へ参加を予定しております。

八峰町スポーツ少年団については、町内3単位団の連携を深めると共に、活性化をこれまで以上に図るため、支援策を講じてまいります。

文化財保護及び芸術文化については、郷土観の確立と郷土の文化継承に努めていくため、昨年に引き続き歴史講演会や町民文化祭などを開催し、郷土を愛する心を育てていくこととしております。

「第29回国民文化祭・秋田2014」が、平成26年に秋田県で開催されます。当町においては、全国の子どもたちから白神山地の自然をテーマとした俳句の募集や八峰白神のジオパークポイントの吟行を通じて親しんでもらうと共に、俳句文芸の振興を目指し、「秋田白神子どもの俳句フェスタ」を実施します。

また、読書活動については、図書室貸出冊数が平成26年1月末現在で、昨年に続き1.15倍と順調な伸びとなっていることから、さらに図書室の利用環境や図書の充実に努めていくこととしております。

これらの各種事業を連携し、成功させることにより、「第2次社会教育中期計画」のサブ理念である「人と人がつながり、生きがいをもって暮らせる地域づくり」に貢献していくものと考えております。

なお、成人式については、20歳に到達していない方も対象として実施しておりましたが、能代山本地区と歩調を合わせ、全員が20歳になってから実施することとし、1年繰り延べることにいたしました。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、直接経費としての賄材料費部分を保護者など関係者からご負担いただいているところではありますが、長引く景気の低迷の下、少しでも保護者の負担軽減を図るため、物価の変動に伴う食材価格の高騰分を平成20年度より町で負担してきているところでもあります。

平成26年4月から実施される消費税の増税についても、本来であれば増税分を値上げしたいところではありますが、景気は緩やかな回復傾向にあるとはいうものの依然として厳しい経済状況であり、献立の工夫や単価の高い加工済み食品をできる限り手作り食品に切り替えるなど工夫・努力することとして、現時点では消費税増税分も含めて給食費は値上げしない方向で運営してまいりたいと考えております。

また、学校給食への地場産物の活用については、町内関係団体等のご協力を得ながら、安全で安心な地元食材の納入確保に努め、さらに平成24年度より実施している使用前の学校給食食材の放射性物質検査についても引き続き実施してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

国民健康保険については、加入世帯数や被保険者数に大きな変化はない中、医療費は前年度より伸びている状況となっております。今後とも、特定健康診査やがん検診等の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療などによる適切な医療を受けていただくと共に、後発医薬品差額通知書などにより医療費の抑制に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成25年度より949万9,000円少ない11億5,591万9,000円となっております。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

介護保険については、人口減少が進み高齢化率が高くなっていく状況ですが、介護サービスや介護予防サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

歳入歳出予算額は、平成25年度より2億1,513万3,000円多い12億6,097万3,000円となっております。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療については、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、平成25年度より98万3,000円多い8,419万2,000円となっております。次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

沢目財産区特別会計は、土地貸付収入と立木売払収入が主な財源となっております。土地については、ゴルフ場用地、工業用地、資材置き場などとして貸付けをしております。また、立木の売り払いについては、森林農地整備センターと白神森林組合との三者契約をしている水沢山3番の間伐材を予定しております。なお、林業公社については、平成26年度は間伐事業などを予定しておりません。

歳入歳出予算額は、平成25年度より188万円多い593万7,000円となっております。次に、八峰町営簡易水道事業特別会計について申し上げます。

住民の生活に不可欠な水道水を安全で安定的に供給するため、定期的な水質管理と施設の維持管理に努めてまいります。八森地区簡易水道においては、施設の老朽化のため改修が必要となっており、観海地区の配水管敷設工事を実施すると共に、平成25年度と平成26年度で継続して整備する観海浄水場整備と取水施設の築造を進めてまいります。また、沢目地区簡易水道の浄水場は、完成後26年が経過し、計装設備等が耐用年数を超えておりますので、平成26年度から整備することにしております。

これらの事業を展開するため、歳入歳出予算額は、平成25年度より2億8,599万1,000円多い9億2,974万4,000円となっております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境の構築や公共用水域の水質保全など、生活や自然環境の保全に大きな役割を担っており、今後とも加入促進に努めてまいります。また、施設管理では、浄化センターやマンホールポンプなどの機械設備の維持管理に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成25年度より2,897万6,000円少ない3億3,189万6,000円となっております。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

各施設の良好な維持管理に努め、加入促進では、助成制度や融資あっせん制度などの周知を図り、早期に接続するよう働きかけてまいります。

歳入歳出予算額は、平成25年度より1,713万4,000円多い8,394万8,000円となっております。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

岩館地区においては、今後とも加入促進に努めながら、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成25年度より307万2,000円少ない6,321万8,000円となっております。

次に、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

平成25年度から個人設置型の浄化槽設置整備事業になっておりますが、生活排水による公共水域の水質汚濁防止や生活環境の保全のため、国・県・町の補助金制度をPRし設置の促進に努めると共に、適切な合併処理浄化槽の維持管理に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成25年度より3万5,000円多い319万1,000円となっております。

次に、八峰町営診療所特別会計について申し上げます。

町営内科診療所については、常勤医師の確保を目指しながらこの3月から診療日を週5日としておりますが、この診療体制を維持して地域医療の確保に努めてまいります。また、歯科診療所についても、引き続き地域医療の拠点として医療サービスの充実に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成25年度より1,843万2,000円少ない7,404万2,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行に当たっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成26年度予算編成方針の説明といたします。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

休憩いたします。11時20分再開いたします。

午前11時11分 休 憩

.....
午前11時20分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第4、議案第4号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 説明いたします。

議案第4号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますけれども、鳥獣被害防止特別措置法に基づいて八峰町鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員に年報酬を支払うため条例改正しようとするものであります。

次のページをご覧くださいと思います。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中でありまして、下の表のとおり「鳥獣被害対策実施隊員年額8,000円」の項目を追加するものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

鳥獣被害対策実施隊というのは、鳥獣被害防止特別措置法に基づいた組織でありまして、町が策定する被害防止計画で定められた猿の捕獲活動や追い払い活動などを行う組織のことであります。隊員は猟友会員を主体としまして、一部役場職員も含めて組織する予定となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 何点かについてお伺いいたします。

まず、全協の時にこの東北農政局の方から出されたこの資料によりますと、これは鳥

獣被害防特別措置法というのは、平成19年12月に議員立法ということで制定されていたようですけれども、私も分からなかったんですけれども、その後何か通達とかそういうふうなものが国の方からでもなかったんでしょうか。これが今急に、今度は平成24年3月に一部改正ということで、これまだ設置していない所は設置するようにとか、そういうふうな働きかけとか、そのような国とのやり取りについてちょっと分かりましたらお願いいたします。

それと年額8,000円ですけれども、追上げ代のことなのかな、それとも猟友会のことなのかな、非常に少ないなど、金額が少ないと思うんですが、これはあれですか、何か定められたものがあるんでしょうか。

それともう一点は、町長の今、行政報告の中にありましたけれども、猟友会の方で捕獲数が平成23年度は100頭、平成24年度は89頭と、今年度まず1月末現在で51頭と年々捕獲数が減っているんですけれども、これに対して目標、これをやることで目標が増えるのか、それともどういうふうなこれからの計画というものを考えて捕獲数のその目標みたいなものがあるのか、その計画をもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問についてお答えいたしたいと思えます。

まず1点目の国の方のやり取りについてということでございますけれども、それこそ鳥獣被害防止特別措置法というのは平成19年にできたわけでございますけれども、その時に、今の法律の中で自治体も設置することができますよというふうな中身にはなっております。ただ、その時にはまだこの今のですね特例のようないろいろなその特典、免除になるとか、そういうものはまだあまり含まれていなかったと。それでそのメリットがどうなのかということで我々もいろいろ検討させていただきましたけれども、その時はまだ猟友会の会員もまだ人数も多かったということもありまして、猟友会の方の方々も実施隊を設置するについては全員がまず隊になれないと。そうすると、隊になっているいろいろな報酬をもらえる人ともらえない人と出てくるので、そういう内部的にもあまりよろしくないということで、我が町ではできればつくらないでほしいと、そういうふうなことも言われてございましたので、実施隊についてはこれまでつくってこなかったと、そういうふうなことでございます。特に、国の方から、毎年のように例えばその実施隊をつくるようにとかというふうなことは、これまでは一度もございませんでした。ただ、

特に今改めてこの改正になって附帯決議が採択されたという背景は、猿害もさることながら、県内では県北地区の猿害がほとんどなんですけれども、全国的にシカあるいはイノシシ、この被害がものすごい金額となっております、それが元で背景として出てきたものだということでございます。

それから2点目の追い上げの関係、年額の報酬でございますけれども、報酬の8,000円、これはそれぞれ作っている市町村で別々で違うわけでございますけれども、この年額の報酬の算定につきましては、日額、八峰町の場合、日額出れば4,000円ということで大体決まっているわけでございますけれども、実施隊を設置すると年間の計画を定めるそういう会議なり必要でありますし、また計画やった後、実績の検討会議といいますか最低でも2回は必要だろうということで、その分の費用分ということで4,000円の2日分ということで年額8,000円の報酬ということにして積算しております。それで、通常の今5月から10月まで半年間出てもらって活動しているわけですが、その日当につきましては、別に国の交付金の方で手当てされるというふうになってございますので、この年報酬とはまた別払いということになりますので、これはあくまでも年間にその実施隊としてどういう計画でやっていこうかと、そういう計画を立てる際の会議の年報酬だと、委員としての報酬だということでご理解願いたいと思います。

それから3点目の捕獲の頭数、これは平成23年度でそれこそ100頭、それから平成24年度で89頭、今年度は1月末で51頭になっているわけでございます。これはそれこそ猿の捕獲、やっぱり効果がありまして、繁殖する以上に捕獲をしてきたということで猿の数が少なくなってきたようでございます。その関係で今年度も少なくなっております。それで、しかしまだ猿はまだ山にたくさんいるわけございまして、この後の平成26年度以降の町の被害防止計画これから3年間実施されるわけですが、その中でも一応目標としては最高限度である100頭を目指して捕獲をしていきたいと、そういうふうな計画を掲げてございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） この構成の人数がどの程度なるのかということとですね、そのサル被害者の会と、その今、作らんとする実施隊の関わりは、今若干聞いてですね捕獲頭数をどうするかというふうな協議がそのサルの被害の会との打合わせにならんとするわけですが、その辺ちょっと2点ばかりどういうふうになってくるのか説明お願いし

ます。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

実施隊の方の人数でございますけれども、設置するとすれば一応これから規則を設けて運用なりそれを定めていくということになるわけですが、今現在のところでは隊員の定数は30人以内としたいということで考えてございます。それはその根拠はですね、猟友会の八森支部の会員全員、それから峰浜支部の会員を全員入れると。それから、猟友会の隊員のほかに町の職員も一部入ります。それこそ町の職員でも罾猟の免許とかそういうものを持っている職員もおりますので、そういう罾の捕獲というものもありますので、役場の職員も数名隊員として入るということです。

それからもう一点は、被害者の会との関係でございますけれども、今全町で八峰町サル被害者の会という自主組織がありますけれども、これはあくまでも自分たちの農地、そういうものの被害を自分たちの手で守ろうということで、追い払い主体にやっている組織ということでございます。それで特に関連と申しますか、どうしてもその追い払いだけではその被害を軽減できないということで、最終的には町で設置している猿害対策地域協議会の方でやる対策の方、捕獲、追い上げそういうものを通してこれからは実施隊の方から捕獲・追い上げをやってもらって被害の減少に努めるとそういうことになりますので、繋がりと申しますか一体的に皆さん一緒にやってもらいたいということでございますけれども。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） その計画のですね実施の主体がどこになっていくのかなということなんです。被害者の会もあるし、その追い上げ隊もあるし、今できる実施隊もある。どこが主導を持って猿被害のその事業というか、そういう行事を進めていくのかということをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） お答えします。

主体となるのは、あくまでも猿害対策地域協議会、これが町なりそれこそ各議会なり、各生産者団体ですね。自治会なりいろんな団体が入って組織しているものでございますけれども、その協議会が主体となつてまずやると。当然町が中心になることは間違いございません。それから実施隊も、これは町の条例で定めるわけですから町が主体となつ

て実施していくと。ということでこの実施隊も設置されるということになれば、設置はこの後なるわけですけれども、隊長には今のところ農林振興課長になって進めていくと、そういうことで予定はしてございます。町の方で何か独自のですね「八峰町サル被害者の会」というのは、これは全く自分たちの町とは関係ないとは言いませんけれども、自分たちで組織したものでございますから、そちらはそちらの方で自分たちで追い上げ活動なりやっていくということでございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 先ほど課長の方から答弁いただきましたけれども、この実施隊というのは、今までの活動と同じようなことをするものではないと思うんですよね。今までの活動以上に何をやるのかというところをやっぴりはっきりしないと、今まで年に2回やっているからとか日額4,000円の年2回やれば8,000円とかって、ちょっとそういう問題ではないような気がするんです。この活動内容を見ると、捕獲活動、追い払い、防止柵の設置、それから果樹・農作物のいろんなその調査、それから生息調査、被害調査、技術指導とか広報、啓発その他いろいろあるんですけれども、これをやるので国としては原則200万円を上限として補助するとか、市町村追い上げの活動経費のうち8割を特別交付するとかそういうふうなものになっていますので、より明確な計画みたいなものを作ってもらって、これをやるに当たって本当にもう猿だけではなく今、シカとかいろいろ問題になっていますので、それを含めて今まで以上の活動をするんだということを出してもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実施隊の活動がその計画と実績の会議2回だけということではございません。これはあくまでもその報酬の算定の基礎をご説明するために8,000円というのはそういう2回分の費用を参考にして決めたものですよということであって、実施隊の活動そのものは、これまでどおり例年どおりですね、春の早い時期からですね秋まで、年間を通して猿の捕獲、それから追い上げ活動などをやっていくと。それから、檻を使った捕獲も町全域でまずやっていくと。そういう活動は、活動例にも書かれてございますけれども、そういう活動はずっとやっていくということでございますので、別に会議だけで終わるような実施隊ということではございません。実働部隊ということであります。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休 憩

.....

午後 11 時 42 分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 実施隊の活動につきましては、それこそ4月1日で設置するということになれば、それから実施隊の会を開催して年度計画なりそういうものを立てて活動していくこととなりますので、その計画はこれから何をやるかというのは具体的にはそこで作ると、そういうこととなります。それでその後作った計画がもし見たいということであれば、後で提示したいと思えますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 意義なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明いたします。

議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 3 月 6 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「105」を「108」に改める。

附則として、この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行するものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第 5 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番見上政子さん。

○2 番（見上政子さん） ちょっと私も勉強不足で、この道路占用料というのはなじみのない言葉なんですけれども、これはあれでしょうか、個人に関わるもの、会社に関わるものとかいろいろあると思うんですけれども、大体どちらの方に多くかかって、どのくらいのケースがあるとかちょっと私も分からないですけれども、もしその辺もう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご質問にお答えします。

道路占用料につきましては、一番多いのが東北電力さん、それから N T T の電柱電線関係ですが、そちらについては定額年間 1 本当たり定額いくらというのが決まっております。1 か月未満については消費税を加算しなさいというのがありますので、この「108」というのは 1 か月以内に一時的に借りるもの、ですからちょっと工事関係の現場事務所や資材置き場等に関わる消費税分になります。長いものについては 1 か月以上のものについては、定額いくらというのが決まっております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2 番見上政子さん。

○2 番（見上政子さん） 主に企業向けに貸し付けるということが分かりました。

個人にということはある得ないことなんですか。個人にもしあったら教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 個人にも当然出てくるものだと思います。商店関係の看板やそういうのは、道路占用願でうちの方に出されておりますので、そういう看板等にはかかってきます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、八峰町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金田生涯学習課長。

○生涯学習課長（金田千秋君） 議案第6号、八峰町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

八峰町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由は、社会教育法が改正されたため、条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

社会教育法で委員の基準を条例で定めることとされたため、題名中の「の定数等」を削り、第2条から第4条を1条ずつ繰り下げ、第2条に委員の基準として「委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） この定数を、平成18年の条例によりますと定数を10人以内とすることになっていきますけれども、これを削除してしまうということですね。そうすると、この会の持ち方とか、そういうふうな決まりがなくなってしまうんでないかなと思うんですが。社会教育委員は公民館運営審議会委員も兼ねるということになっていきますけれども、このあり方がいろいろ変わってくるのではないかなと思うんですけれども、それに合わせて何か全協の中では、家庭教育の向上を、これは読み聞かせをやっている「かもめの会」の方にお問い合わせするかそういうふうなことがありましたが、「かもめの会」の代表が1人入るといことなのか、「かもめの会」がそこに入ることなのか、もう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金田生涯学習課長。

○生涯学習課長（金田千秋君） 条例の定数、題目からは「の定数等」を除くということで、要は社会教育委員に関する条例というふうにして、定数等についてはもともと第2条で定めてあるのを第3条にするということです。ですから、定数等は10人以内ということで変わりはありません。

あと、全協の時にお話しましたその家庭教育に資するということで、その委員はどういう方からかということで、一応案としては今、読み聞かせをやっている「かもめの会」というものがありますので、そこからなっただけの方を選べればいいかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第7号を説明いたします。

八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、本条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。

第3条、第4条、第5条と改正がございます。

第3条につきましては、引用する法律の題名が改正されたため、今回改正するものであります。

第4条の改正につきましては、基準となる診療報酬の算定の方法が改定されたということで今回改正をするものであります。

第5条の改正であります。これが消費税等に関する改正の主なものとなります。本文中「105」を「108」に改めるということでございます。

附則であります。

この条例は、平成26年4月1日から施行するということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) 町営診療所の使用料及び手数料というのは、具体的にどのようなものが含まれるか教えていただきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） ご質問にお答えいたします。

手数料関係でございます。普通診断書、簡易なもの・複雑なもの、応急診断書、生命保険診断書、死亡診断書、死体検案書などという項目がございます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対討論をいたします。

町民の生活に関わることでありますので、消費税アップで国から定められたものとはいえ、一般会計に関する内容については、アップはできないというふうなことでありますが、事業に対して、特別会計に関して生じてくるとは思うんですけれども、ただこれがやはり町民に跳ね返ってくる診断書とか生命保険とか死亡届とか、そうでなくとも消費税アップに伴い年間数万円の負担が生じるというふうなことでありますので、このいろいろなものが積み重なって町民に負担がいきますので反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時再開いたします。

午前11時56分 休 憩

午後 0時56分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第8号、八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定につ

いてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第8号、八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、本条例を改正するものです。

次のページをご覧ください。

別表第2中、使用料ですが「1,575円」を「1,620円」、「157円」を「162円」に改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の使用料は平成26年5月算定分から適用する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 消費税の増税に伴い、さっそく水道料からいくんですけれども、全般にわたって共通しているんですが、1世帯当たりどのくらいの負担が増えるものなのか、どのように見込んでおりますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） まず一般家庭なんですけど、大体30㎡から40㎡ぐらいの使用になっております。大体900円ぐらいになりますかと見込んでおります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

（「すいません、すいません、訂正」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） もとい。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） すいません、訂正します。

900円でなく、120円程度になると思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対討論をします。

90円であっても、これがいろんなその水というのは一番大事なものですので、これがあらゆる物価の跳ね返りに上がってくるのではないかと思います。消費税は福祉予算にということでしたけれども、今現在では福祉予算が削減され、私たちの身の回りでも削減の項目が縷々出ております。こういう意味でも消費税アップの反対と共に、地方公共団体がこのようにやらざるを得ないということは分かりますけれども、このことには反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 賛成討論をいたします。

この3%分を町民負担としないで町で負担するとなれば、おそらくかなりな金額が必要だろうと思います。8号議案だけばかりでなく9号、10号、この後の議案もそのとおりであります。これらを全て町で被るとなると相当な財源が必要だろうと思います。

以上のような理由から、私は本案に賛成いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方、起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第9号、八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

使用料の第14条第1項の表中「1,575円」を「1,620円」、「157円」を「162円」に改めるものです。

附則として、本条例は公布の日から施行し、改正後の使用料は平成26年5月算定分から適用する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これは先ほどと同じ1世帯当たりどのくらいのアップになると見込んでおりますか、教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） これは水道料の使用で計算されますので、大体120円弱だと計算しております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対をいたします。

消費税のアップに伴い私たちの生活がいろいろな負担を被りますけれども、その数々ある中の一つになります。このほかに物価がどんどん上がっていくことが予想され、インフレになるのではないかというふうな学者の判断もありますけれども、このように町民の負担に繋がる消費税のアップについて反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(須藤正人君) 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) ご説明します。

議案第10号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、本条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

別表第1中「1,050円」を「1,080円」、「136円」を「140円」に改めるものです。

この条例は公布の日から施行し、改正後の水道料金は平成26年5月算定分から適用する。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番(見上政子さん) 1世帯当たりの負担は、どのくらいアップされるのでしょうか。

○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 大体1世帯当たり90円程度と見込んでおります。

○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対をいたします。

水道料は本当に大事なもので、これのアップに伴いほかのものもアップされるという可能性も出てくるのではないのでしょうか。一連の物価の上昇に繋がってしまうと思います。そういう点で町民負担が重くなりますので、反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第11号、八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、本条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

別表第1中「1,575円」を「1,620円」、「157円」を「162円」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の使用料は平成26年5月算定分から適用する。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 1世帯当たりの負担率がどのくらいかということと、今までいろいろ言ってきましたけれども、この下水道料の滞納件数はありますか。その辺も一緒にお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 1世帯当たり大体120円ぐらいの増となる予定です。

滞納につきましては、滞納者はおりますが、納付書なりそれから督促状、あとは水道の同時にやっている場合は給水停止の通知から実際それでも来ない場合は実施という形をとって滞納を少なくするように努力しております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 滞納があるようですね。水道というのは、よほどのことがない限りは電気・水道は生命の源ですので、停止してはならないというふうなことが各自治体の常識ではないかと思えます。是非ともこれは停止しないように、いろんな方策を頑張っていると思うんですけども、電気と水道を止められたら、もう命がなくなってしまいます。その点をよく考えていただきたいと思えます。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 停止については、直ちに停止でなく納付書を再発行して、それから停止、何か月、3か月以上なればその停止の措置を取りますよというそういう通知で最終段階の停止ということなので、ほとんどと言いますか、ほとんどですが料金を納めるようになっております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対をいたします。

こういう公共の使用料から消費税がアップが一等最初に始まってしまいます。納めないこともいろいろ問題があっているような問題も絡めてだと思えますけれども、やはり町民の負担になるのは間違いのないことです。そういう意味でも、一番この被害を被るのは貧困家庭の消費税は平等に取られますので、そういうところにしわ寄せがいくと思

いますので、私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第12号、八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和 夫

提案理由でございます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

附則、別表第2中、5人槽の「3,000円」を「3,080円」、「4,000円」を「4,110円」、6人から7人槽の「3,600円」を「3,700円」、「4,800円」を「4,930円」、8から10人槽の「4,600円」を「4,730円」、「6,100円」を「6,270円」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の使用料は平成26年4月算定分から適用する。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 合併浄化槽の対象者の対象の中での加入率というのはどのくらいになっていますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） この合併浄化槽につきましては、公共下水、それから農業集落排水、漁業集落排水の区域外の所の一般の家庭なので、今のところまだちょっと定かではないんですが、何件もまだ設置されておられません。大体25、6件程度だと把握していますが。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対をいたします。

消費税に伴い、まだ加入していない人たちがこれから加入するに当たっても、やはり負担が増えることになると思います。これも町民負担の中の一つで、消費税に伴い我々はいろんなあらゆるものについてこの消費税を払っていかなければなりません。生活の負担になることは間違いないと思いますので、反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方、起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、八峰町農業集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明いたします。

議案第13号、八峰町農業集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例制定について。
八峰町農業集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 3 月 6 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございます。

当該基金は、農業集落排水事業債償還の財源として平成25年度にその全額を処分することとなったため、本条例を廃止するものです。

次のページをご覧ください。

八峰町農業集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例。

八峰町農業集落排水事業債償還基金条例は、廃止する。

附則として、この条例は平成26年 3 月31日から施行する。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第14号、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定について、ご説明いたします。

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成26年 3 月 6 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございますが、秋田県市町村総合事務組合において、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例を国に準じて一部改正したことに伴い、早期退職希望者の募集に関する事項を定めるため条例制定するものでございます。

次のページをご覧ください。ここに条例文が載っておりますが、説明についてはお手元に配付してございます資料に基づいてご説明いたします。一枚もので「議案第14号説明資料総務課」と一枚もので裏にもあるやつでございます。これをご覧ください。いただきたいと思います。

これは議会全員協議会の時にも同じようなものを配付しておりますが、まず、制定理由は今申し上げましたとおり総合事務組合で退職手当に関する条例を国に準じて一部改正したもので、早期退職募集制度を導入したと。それで町では早期退職希望者の募集に関する事項を定めた条例の制定が必要になったということございまして、これは総合事務組合に加入している全ての市町村、それから一部事務組合で条例制定をするということになるものでございます。

制定の内容につきましては、第1条では、この条例の趣旨を規定しております。定年前に退職する意思がある職員の募集の方法等をこの条例で定めるんだということです。

第2条は、募集の対象となる職員を規定しております。2つあります。職員の年齢別構成の適正化のため、定年から15年を減じた年齢以上の職員が対象になるのだよということで、45歳以上が対象となります。2つ目は、職制の改廃又は勤務公署の移転による場合ということですけれども、当町の場合はほとんど該当がないものと考えております。

第3条では、「募集実施要項」の作成と周知について規定しております。募集する場合、募集実施要項に記載する内容は次のとおりであるということございまして、第2条、前の2条の1か2のどちらの目的で募集するのかということや、退職すべき期日または期間、募集する人数、募集する期間など約10項目規定しなさいというふうに条例で定めております。

第4条は、募集する期間の延長と募集期間の満了を規定しております。必要がある時は募集期間を延長することができる。それから応募する職員の上限数を定めて、これに達した時はその時点で募集期間が終了することになるというふうなことにできるというふうになっております。

第5条は、職員の応募、または募集の取下げを規定しております。職員は募集の期

間中いつでも応募できると。それから退職すべき期日までは、いつでも応募の取下げができるものであるということを規定しております。

裏面をご覧ください。

それから裏面には、応募できない職員は次のとおりということで、4つ規定しております。臨時職員、それから募集する退職期日前に定年になる職員、それから懲戒処分を受けた職員などとなっております。

第6条では、応募をした職員の認定を規定しておりますして「次の場合を除き」ということで、応募した職員は通常であれば認定するものとするということです。ただし、募集する人数より応募の方が多かった場合、その超える人数分は認定しなくてもいいんだよということを規定しております。

次の場合ということで、認定しないことができる応募者ということで、応募は実施要項に適合しない場合や応募できない者が応募をした場合は、当然認定しないと。以下4つほど規定しております。

第7条では、退職すべき期日の通知を規定しておりますして、応募者の認定をした場合、応募者に退職すべき期日を書面で通知するように規定しています。

第8条では、退職すべき期日の繰上げまたは繰下げを規定しておりますして、退職されることにより公務の能率的運用に著しく支障を及ぼす場合で応募者から書面により同意を得た場合は、退職すべき期日を繰り上げたり繰り下げたりすることができるということを規定しております。

第9条では、認定の失効を規定しておりますして、認定を受けた応募者の認定の効力を失う場合を規定しておりますして5つ規定しておりますして、懲戒免職の処分を受けたためとか、総合事務組合の退職手当条例で退職手当を支給しないと、そうした場合に該当した時とか、懲戒処分、それから応募を取り下げた時は認定の失効をするんだということを規定しております。

第10条では、公表を規定しておりますして、応募者数と認定を受けた人数を公表するというように規定しております。

第11条は、規則への委任ということで、施行期日は平成26年4月1日から施行するものであるということの条例の内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（須藤正人君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 分からない所がいろいろありますので、教えてもらいたいです。

まず、この「45歳から60歳」を「45歳から」ということにすることによって、その退職する本人はどういうふうなメリットがあるのか。町としてはどのくらいの財源といたしますか、かなりの財源が削減されると思うんですけども、この退職金の上乗せとかそういうものもいろいろ出てくると思うんですが、まず一つ最初にそのことについてお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 45歳以上にすることのメリットということでございますけれども、早期に退職した職員につきましては、定年前1年につき3%の加算があると。いわゆる給料月額を1年につき3%増やしますよと。1年につきです。なので45歳で辞めたとすると45%の加算になる。給料が45%、退職金を計算する際に45%増加した給料で計算するというところでございます。

その財源はどうなるのかということですが、早くに退職してもですね、もともと給料があまり高くないもんですからそれほどの負担にはならないので、45歳ですと100万円いくかいかないかぐらいじゃないかと思います。1人につきですね。大体53歳、58歳ぐらいになりますと300万円から400万円ぐらい増えるのかなという試算はしております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 大したメリットがないというふうに私は思います。

それで45歳といえばもう働き盛りで、習得能力も優れて熟年の域に入っている頃だと思います。その人たちがそのポストから抜けることによって、仕事上の、仕事というか全体の各課の状況がほかの人たちの負担が増えると思うんですが、それが第8条に載っているわけですね。やっぱりこれを作りながらも仕事上支障が出るのではないかという危惧された文章が載っていて、そういう場合には繰上げ、繰下げとか勝手なことを書いているなど私は思うんですけども、実際この45歳の人が希望するかしないかはあると思うんですが、当局としてはこの人たちが抜けると大変な影響があると思うんですけども、どのようにお考えですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） まず誤解されている面があるのではないかと思いますのでご説明いたしますが、町で募集したからといって必ず希望しなければいけないわけではないので、例えば本人が役場に入ったと。でもこれから民間で活躍していきたいというふうな職員も中にはいる場合があります。そうした場合、その職員にとって不利な、早く辞めるわけですから不利な条件で辞めるので、そこは少し救ってあげましょうということで、本人の希望でこの制度は成り立つものですから、私たちが強制的にやるわけではないので、町としては今段階では積極的にこの募集をするというふうな気持ちはございません。ただ、そういう職員がいた場合にこの条例がなければ退職金の手当が受けられない、加算が受けられないということなので、条例を制定しておくということでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 強制はあってはならないと思います。それは当然のことだと思います。

都会のように、秋田市とか能代市も関係あるのか、45歳で辞めて民間に行けるような企業があればいいんですけども、八峰町の場合はそういう有利な企業というのはほとんどないと思います。当町の場合には、これは本当に肩叩きに繋がりがねないものになるのではないかと。60歳と決めていたのを45歳とすることにこういうのもあるんだよということでそこに繋がらなければ一番いいんですけども、そういうふうなことも危惧されますので反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 賛成の討論を行います。

今、総務課長から説明ありましたように、決してこれは強要するものでもございせんし、もし仮に早期にそういった職場の転換なり、あるいは家庭の事情等で別な職に就いた際の救出のための条例だという具合に私は理解をいたします。いわゆる弱者の立場に立った条例改正だという具合に思いますので、本案に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方、起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(須藤正人君) 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) 議案第15号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり八峰町生活改善センター等集会施設の指定管理者を指定するものでございます。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますけれども、八峰町生活改善センター等集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

ここに記載している生活改善センターやコミュニティセンターなどの集会施設の指定管理期間が平成26年3月31日で満了することになっております。引き続き5年間各自治会を指定管理者として指定するものでございます。岩館生活改善センターから次のページの一番最後、内荒巻コミュニティセンターまで19施設でございますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長(須藤正人君) これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第16号を説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町高齢者多目的集会施設の指定管理者として指定する。

記

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称です。

八峰町八森字家の後6番地4。

社会福祉法人八峰町社会福祉協議会、会長森田新一郎。

2、指定の期間であります。

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

八峰町高齢者多目的集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

現在、社会福祉協議会と指定しておりますが本年3月31日をもって切れるため、新たに5年間指定するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長(須藤正人君) これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長(佐々木喜兵衛君) 議案第17号についてご説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者を指定する。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。

八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地147番地6。

峰浜産地形成促進施設利用組合、組合長福士正信。

2、指定の期間でございます。

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

「おらほの館」はこれまでも指定管理者として指定してはいたしましたが、平成26年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(須藤正人君) これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 議案第18号についてご説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町野菜集出荷施設の指定管理者を指定する。

1、指定管理者となる団体の所在地及び名称でございます。

山本郡三種町鹿渡字町後270番地。

秋田やまもと農業協同組合、代表理事組合長米森萬壽美。

2、指定の期間でございます。

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。

八峰町野菜集出荷施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

野菜集出荷施設はこれまでも指定管理者として指定してまいりましたけれども、平成26年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長(須藤徳雄君) 議案第19号、公の施設の指定管理の指定についてをご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町ハタハタ館の指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。

八峰町八森字御所の台51番地。

ハタハタの里観光事業株式会社、代表取締役加藤和夫。

指定の期間であります。

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

八峰町ハタハタ館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ハタハタ館についてはこれまでもハタハタの里観光事業株式会社が管理運営を行っておりますが、本年3月31日で指定期間満了となるため5年間期間を延長するものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご決定賜わりますようお願いをいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
日程第20、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。
当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてをご説明いたします。
八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンターの指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。

八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地地内。

八峰町観光協会、会長笠原幸子。

指定の期間であります。

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山パークセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ポンポコ山公園につきましては、これまでもパークセンター及び周辺の施設・遊具等

につきましては観光協会が管理し、縁地・花壇等は町の方で管理しておりましたが、今後は一括してポンポコ山公園全体を観光協会から管理していただくものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第21号、工事請負変更契約の締結について。

平成25年8月12日に指名競争入札に付した観海浄水場整備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的。観海浄水場整備工事。

契約金額。変更前が6億7,515万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,215万円。変更後、6億7,627万2,450円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,220万3,450円。

契約の相手方。住所、秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地。

商号又は名称。大森・柴田・ユアテック特定建設工事共同企業体。

代表者名。大森建設株式会社八森本店、本店長大森弘。

支出科目。平成25・26年度八峰町営簡易水道事業特別会計、継続費でございます。2款事業費1項施設改良費1目八森地区施設改良費。

平成26年 3 月 6 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由でございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

変更の内容につきましては、地盤が軟弱であるため地盤改良、それからL型擁壁の設置など、当初見込んでいなかった工費が必要になったことによる増額、仮設橋は上部工の機材確保に3か月以上かかることから、既設橋梁を桁台と敷鉄板で補強する方法の変更の減額です。合わせて122万2,450円の増額になっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第22号、工事請負変更契約の締結について。

平成25年11月28日に指名競争入札に付した観海地区取水施設築造工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的。観海地区取水施設築造工事。

契約金額。変更前が1億7,442万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,292万円。変更後、1億7,355万5,880円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,205万5,880円。

契約の相手方。住所、秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地。

商号又は名称。伊藤栄・協立・石井特定建設工事共同企業体。

代表者名。伊藤栄建設株式会社、代表取締役伊藤久。

支出科目。平成25・26年度八峰町営簡易水道事業特別会計、継続費でございます。2款事業費1項施設改良費1目八森地区施設改良費。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためでございます。

変更の内容につきましては、工事の短縮を図るため現場精査の結果、仮設材の土の量が減量になったため、86万4,120円の減額契約です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第23号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成26年度八峰町一般会計から8,000万円以内を繰り入れる。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第24号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成26年度八峰町一般会計から2億8,000万円以内を繰り入れる。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 使用料に対する考え方についてお尋ねいたします。

町ではどんどんどんどん空き家が増えてきております。ということは加入者がそれだけ減っているということになります。それをカバーするだけの加入率のアップがあればいいんですけども、加入率は一向に上向いていかないと、こういう状況であります。一般財源からの繰入もやはり限界があると思われま。このままの状況が続いていきますと、いずれは使用料のアップということも考慮しなければいけないのではないかなど、かように思います。この前の議案の水道料についても同様であります。水道料は加入率ほぼ100%近いんですが、やっぱり空き家が増えてくるということは、それだけ加入者が減ってきているということになるんだらうと思います。公共ばかりでなく、漁集・農集も同じような状況下だらうと思います。いずれはどこかで使用料のアップということを考えなきゃいけないということになるんですけども、その限界点みたいなもの、これ以上加入世帯が減って加入率が今の状況だとすれば、限界点みたいなものがある、それがどのくらいだという具合に考えておられるのか、そこら辺をお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 使用料につきましては、前の水道料金の改定の時ですが5年前に改正しております。おおむね5年後に再度検討したらいいだらうというその会合の中での話となっておりますので、平成26年度に料金についての見直しを行おうということで、今課の方でどういう選定をするかその辺を打合せしているところでございます。平成26年度で再度料金の見直しの調整をかけようということで今準備しております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 料金を見直しを考えているようなんですけれども、全然使っていないとも水道も下水道も使っていないとも基本料金が2,790円、これ変わらないんですよ。メーターがゼロなのに2,790円も取られるということで私も苦情を聞いたことがあるんですけども、これはほかの方と比べてもちょっと高いのではないかと感じております。どのようにお考えですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 今、現段階では他町村とちょっと比較はしておりませんが、どの程度なのか分かりませんが、ただ、使わない場合であれば一時停止という手続きもありまして、それをやるとその料金使っていない部分については料金がかからないようになっておりますので、その手続きをやっていただければと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時10分再開します。

午後 2時00分 休 憩

.....
午後 2時09分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第25、議案第25号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第25号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成26年度八峰町一般会計から7,500万円以内を繰り入れる。

平成26年3月6日提出

提案の理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 先ほど以来この下水道事業については一般会計からの繰入れ話題になっておりますが、新年度料金の見直しを検討したいということなんですが、いずれこの下水道事業は、最初のスタートの段階で100%加入、これを原則として事業を行ってきました。また、料金もそういう設定で料金設定をしてきました。ただ現在、公共、漁集、農集、それぞれの加入率、当初目指したのからすれば大きくかけ離れているのが現状です。これをもしかしてそのまま加入した、いわゆる料金は加入している人のみにかかるわけで、対象世帯全部で100%加入でスタートしたやつが、加入した人のみにその料金が被さっていく。町の下水道を推進した考え方からしたら、私はこれはいささか疑問があるなというふうに考えます。もちろん、だからと言って一般会計からいくらでも繰り出せばいいというわけではないんですが、加入促進ずっとこれ話題になっております。この辺をこの先も見通して加入促進にどのくらい力を入れ、またどこまでもっていく目標を設定しながら料金設定改定を行わないと、私は加入している住民から当然苦情が出るというふうに考えますが、町の考え方をお知らせいただきたい。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） お答えします。

当然これから維持費、それから償還金等でお金がかかっていくわけですが、加入者だけに料金設定を被せると大変な額になっていきますので、その辺は料金改定の委員会の方でいろいろと詰めていただきながら設定していきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） もちろんその負担を、未加入分の負担が全部加入者にかかるわけではないわけですが、一般会計というのはみんなのお金なわけで、加入者がやっているここは特会ですね。いわゆる加入した人たちの会計でありますから。ただ、当初の住民に対する説明会の中では、100%加入でこれを維持していくんだという前提の下にスタートした下水道事業であります。もうスタートしてから相当なります。どうも最近はどう

固定化したような感じで新しい加入者も見えない。逆に戸数が減る分だけ抜けていく人が出てくるにしても新規加入が出てこない。そうすれば加入者の負担を少なくしようとするれば当然一般会計からの持ち出しが増えていく、これ当たり前の話です。その会議の中で話されるんだと思いますが、その辺の町のやっぱり考え方、この後、下水道を維持していくための町の基本的な考え方、そのバランス、この辺をやはり当局としては持ち合わせないと、会議に行ってもまあこの辺がいいんでないかと、これではやっぱり困るんだと思います。もう一回答弁をお願いします。できれば町長の答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

松岡議員が指摘するように、ほとんど全員が入るという前提に立って事業は進めたわけでございますけれども、やはり目標と現実にはギャップがどうしても出てきています。したがって、まず加入ですね、やっぱりどれくらい力を入れて多くしていくのか、これが一つのポイントになるだろうというふうに思います。

それと原則的な話をすると、料金というのは、あくまでも使用者負担というのがこれ原則でありますから、この原則はありますけれども、ただそれだけでじゃあ賄い切れるのかということになるとなかなか大変だろうと思いますので、そういった課題を総合的に考えて平成26年度見直しをしていきたいと。5年スパンでこの見直しをしながら進めていきたいということですので、今ご指摘された点についても含めて、平成26年度より検討してまいりたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第26号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成26年度八峰町一般会計から6,500万円以内を繰り入れる。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案の理由でございます。

地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第27号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

八峰町合併処理浄化槽事業推進のため、平成26年度八峰町一般会計から300万円以内を繰り入れる。

平成26年 3 月 6 日 提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由でございます。

地方財政法第 6 条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番見上政子さん。

○2 番（見上政子さん） 町長に伺います。

今までのこの上下水道の一般会計の繰入れが、私ざっと計算すると 5 億300万円じゃないかと思うんですけれども、大変多大な金額になっております。特別会計への繰入れはちょっと関係ないので、国保にも是非ということをお願いして、再三お願いしているけれどもなかなかいい返事が出ません。特別会計への繰入れ、一部の国保会計のみならず、この上下水道も加入が100%でないという中での 5 億円もの繰入れですので、町長はこのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 繰入れについては、いわゆる事業の償還に対して地方交付税が一般会計の方に入ってきますので、その分を特別会計の方に繰り入れておりますので、料金のために繰入れをしているではありませんので、そこら辺は誤解をしないようにしていただきたいと思えます。

したがって、また、申し上げられた国保税の関係とはまたちょっと質的に違いますので、そこら辺をご理解していただきたいと思えます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第28号、平成25年度八峰町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） どうも長時間ご苦労様でございます。

それでは一般会計補正予算ですが、私の方から議案第28号をご説明いたします。

議案第28号、平成25年度八峰町一般会計補正予算（第10号）であります。

平成25年度八峰町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,819万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億599万7,000円とするものでございます。

それから第2条につきましては、繰越明許の追加ということで第2表の方になっております。これは5ページの方に出てまいります。

それから、第3条が債務負担行為の追加及び変更であります。これも6ページの方に出てまいります。

それから第4条地方債の変更は、「第4表地方債補正による」これは7ページの方の歳入の方に出てまいりますので、そちらの方でご説明いたします。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

それで年度末ということで、ほとんどの事業が事業完了並びにそれから完了見込みというものに伴う減額補正が主なものでありますので、全協の時にも詳細な資料も配付しておりますので、私の方からは詳細な説明の方は割愛させていただきたいと思っております。そういうことで、質疑応答の方でもしあれば担当の課長の方から詳しく説明いたします。

そういうことで、10ページの歳入の方お願いします。

1款1項1目の町民税の個人ですけれども、これは50万円の減額であります。滞納繰越分でございます。

それから、1款2項1目固定資産税60万円の減額であります。これも滞納繰越分でございます。

それから11ページ、1款3項1目軽自動車税は5万円の減額でございます。これも滞納繰越分でございます。

それから、10款1項1目地方交付税7,258万7,000円の補正であります。これは地方交付税ということで普通交付税の追加でございます。

それから12ページ、13款2項2目の衛生手数料5万9,000円の減額であります。これは衛生手数料でございます。

それから、14款1項1目民生費国庫負担金444万8,000円の減額であります。これにつきましては、社会福祉負担金62万6,000円、それから児童福祉負担金383万2,000円の減額であります。それから、2目の衛生費国庫負担金6万5,000円の追加であります。これにつきましては衛生費負担金でございます。

それから、13ページの14款2項1目民生費国庫補助金でございますけれども、33万6,000円の減額であります。これは社会福祉費補助金の減額でございます。それから、2目の衛生費国庫補助金27万円の減額ですが、これは保健衛生費補助金でございます。それから3目の土木費国庫補助金985万円の減額ですが、これにつきましては道路橋梁費補助金の減額でございます。

それから、14款3項1目総務費委託金191万1,000円の減額ですが、これは住民基本台帳費委託金が5万7,000円の減額、それから選挙費委託金193万4,000円の減額でございます。

次の14ページ、15款1項1目民生費県負担金474万2,000円の減額ですが、これは社会福祉費負担金が365万7,000円、それから2節の児童福祉費負担金が108万5,000円の減額でございます。それから、衛生費の県補助金2目ですが、これは3万3,000円の追加これは衛生費負担金3万3,000円でございます。

それから、15款2項2目民生費県補助金103万7,000円の補正でありますけれども、内訳としましては、社会福祉費補助金が188万7,000円の補正、それから児童福祉費県補助金が85万円の減額でございます。それから3目の衛生費県補助金43万5,000円の減額ですが、これは保健衛生費補助金でございます。それから、5目の農林水産業費補助金が1,430万1,000円の減額ですが、内訳といたしましては、農業費補助金675万8,000円の減額、それから林業費補助金が754万3,000円の減額でございます。それから、教育費県補助金6万円の減額、これは教育費補助金でございます。

次の、15款3項1目総務費委託金428万4,000円の減額であります。内訳は、総務管理費委託金が3万3,000円の減額、それから選挙費委託金が425万1,000円の減額であります。

それから、16款1項1目財産貸付収入88万1,000円の補正でございますけれども、これ

は1つは土地建物貸付収入が88万1,000円、それが全部であります。それから2目の利子及び配当金ですけれども7,000円の補正、これはここに書いてありますように雇用創出基金積立金の利子の分でございます。

それから、次の16款2項1目の不動産売払収入ですけれども37万7,000円の補正であります。土地売払収入ということで、これは八森字釜の上に係る部分でございます。

それから、17款1項2目の基金費寄附金ということで180万円の補正ですが、これは基金費寄付金ということで「ふるさと八峰応援基金」でございます。

それから、18款1項2目の後期高齢者医療特別会計繰入金ですが3,000円であります。これも事業確定に伴うものであります。

それから、19款1項1目の繰越金7,769万6,000円を補正いたします。これは前年度繰越金で、この後の留保額については1億5,391万7,000円となります。

その次の、20款4項3目の雑入ですけれども1,106万7,000円の減額であります。これは雑入でありまして、中身についてはここに書いてあるとおりでございます。

それから、21款1項の町債の1総務債、それから2目民生債、それから3目の衛生債、それから4目の農林水産業債、5目の土木債、これにつきましては、それぞれ総務債が220万円の減額、それから民生債が3,040万円の減額、それから衛生債が30万円の減額、それから農林水産業債が190万円の追加、それから土木債が2,230万円の減額、これは先ほどの共済の追加及び変更の内訳がこの説明の所に書いておりますので、よろしく願いします。

次に、歳出の方に行きます。

歳出ですが、1款1項1目議会費ですが65万2,000円の減額です。内訳は、需用費34万円、役務費31万2,000円であります。

それから、2款1項1目総務費の一般管理費ですけれども50万4,000円の追加ですが、これは委託料の追加でございます。それから2目の文書広報費1万円の補正ですが、これは職員等の手当であります。それから3目財産管理費ですが40万円の減額ですけれども、これも職員手当であります。それから財産管理費52万3,000円の減額ですが、これは使用料及び賃借料が26万9,000円、原材料費が25万4,000円の減額であります。それから6目の企画費37万円の追加ですが、これは負担金及び補助交付金ということでバス乗車券の事業の方が増えているということで、その分を追加するものでございます。それから7目の電子計算費136万9,000円の減額ですが、中身については旅費が20万円、役務費

が30万円、備品購入費として86万9,000円の減額であります。それから、10目の交通安全対策費の20万円の補正ですけれども、これは役務費で水沢上のカーブミラー設置に伴う設置料であります。それからその次が諸費、ここは財源振替でございます。それから、12目の地方情報化事業費ですけれども79万円の減額ですが、これは工事請負費が14万円の追加、それから補助及び交付金が93万円の減額補正でございます。それから研修バス管理費ということで109万2,000円の追加ですけれども需用費として消耗品、これタイヤ分でございます。バスのタイヤ分であります。それから役務費が運転手の手数料分で40万5,000円の追加であります。

それから、2款2項1目税務総務費10万円の減額ですけれども、これは旅費の減額であります。それから2目の賦課徴収費93万2,000円の減額ですが、これは委託料が73万3,000円の減額、それから負担金補助及び交付金、納税組合の補助金が確定によって19万9,000円の減額でございます。

それから2款3項1目の戸籍住民基本台帳費ですけれども、財源の変更でございます。

2款4項2目の秋田県知事選挙費、これにつきましては確定によって425万4,000円の減額であります。それからその次の3目の参議院議員通常選挙費でございますけれども、これも確定により193万7,000円の減額であります。

それから次の28ページ、民生費3款1項1目の社会福祉費ですけれども財源変更、それから2目の老人福祉費ですけれども170万円の減額でございます。中身は報償費が20万円、それから貸付金が150万円でございます。それから、障害福祉費48万4,000円の補正でありますけれども、これは需用費として印刷費が6万3,000円の減額、それから委託料として障害者自立支援システムの改修料等でトータルで54万7,000円の補正でございます。それから5目の国民健康保険費ですけれども、756万3,000円の減額であります。これは繰出金の減額でございます。それから6目の介護保険費48万8,000円の追加ですけれども主なものは13節の委託料の介護システムの改修に伴う委託料が42万円、それに伴う消耗品が6万8,000円です。

それから、3款2項1目児童福祉総務費ですけれども、事業確定見込みによって741万9,000円の減額でございます。それから2目の子ども園費ですが、事業確定に伴って、確定見込みに伴いまして、4,171万1,000円の減額であります。内訳につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

それから保健衛生費、これにつきましては4款1項1目の保健衛生費ですが、99万9、

000円の減額ですが、内訳は職員手当、報償費、負担金及び扶助費であります。それから2目の予防費ですが、777万1,000円の減額であります。内訳につきましては賃金、報償費、需用費、役務費等々であります。それから5目の埴川健康センター管理費11万円の追加でありますけれども、これは消防設備の加圧ガス容器弁の取替えに伴う手数料でございます。それから町営診療所248万4,000円の追加ですけれども、これは診療所への繰出金でございます。

それから、その次の4款2項1目清掃費ですけれども39万5,000円の補正ですが、これは全協でも説明いたしましたけれども、資源ごみの回収ネットを大きいものがあまり需要がないということで小さいもの買い替えるというものでございます。

それから4款4項1目合併浄化槽施設費ですが、122万7,000円の減額であります。これは合併浄化槽の特会への繰出金の減額でございます。

それから、6款1項1目の農業委員会費49万7,000円の減額ですが、内訳につきましてはここに書いてあるとおり報償費旅費それから使用料及び賃借料でございます。それから農業振興費1,176万8,000円の減額ですが、これも事業確定見込みに伴うものでここに書いてある中身のとおりでございます。それから農地費につきましても56万円の減額、これは負担金補助及び交付金でございます。それから7目の水田農業構造改善対策費ですけれども、これは17万7,000円の減額でございます。それから8目の農道整備費17万6,000円の減額であります。それから9目の地籍調査費49万5,000円の減額であります。いずれも事業確定見込みに伴うものであります。

それから10款の鳥獣被害対策事業費ですけれども120万円の減額ですが、これも事業確定に伴う補助金の減額でございます。

それから6款2項2目の林業振興費987万7,000円の減額補正ですが、中身については賃金、委託料それから交付金でございます。

それから、6款3項3目の漁港建設費600万円の追加でありますけれども、これは事業確定に伴う負担金の追加でございます。それから、その次の漁業集落排水整備事業費524万7,000円の減額補正ですが、これは漁業特会への繰出金の減額でございます。

それから、7款1項2目商業振興費291万4,000円の減額補正ですが、これも事業確定に伴う保証金等の減額でございます。

それから、8款2項1目道路維持費ですけれども、1,186万5,000円の減額ですけれども、これも事業確定見込みに伴う委託料、工事請負費の減額でございます。それから2

目の道路新設改良費2,297万8,000円の減額ですが、これも説明に書いてありますように委託料、工事請負費、確定に伴う、それから用地、公有財産の購入費の確定に伴うものでございます。

それから、8款3項2目の河川維持費ですけれども、75万円の追加ですが、これは工事請負費ということで、ここに書いてありますように岩館塚の台川の護岸補修工事の単価の見直しによって増額なるものでございます。

それから、8款4項1目下水道費394万6,000円の減額ですけれども、特会の公共下水道事業への繰出金の減額であります。

それから、9款1項4目の消防の防災無線施設費ですが、これは335万6,000円の追加ですが、これは修繕料ということで、糠森の中継局に落雷によって破損したということで、その補修に伴うものでございます。

それで教育費の方は、今、後ほど教育長の方からありますので、私の方からは教育委員会関係を省略しまして、ページ飛んで50ページ、13款3項1目の財政調整基金2億125万8,000円の補正ですけれども、これは財調への積立金ですけれども、一般分で2億円、ほかここに書いてありますように土地建物貸付金分、それから土地売払分でございます。それから8目のふるさと八峰応援基金へ180万円をこれも寄付金を積み立てるというものであります。あと、雇用創出基金費にも利子分として7,000円を積み立てるものというものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○町長（加藤和夫君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご苦労様でございます。

私の方から、10款の教育費につきましてご説明を申し上げます。

先ほど副町長が申しあげましたように、事業完了やその見込みに伴う減額補正につきましては比較的金額の大きいものを、また、追加補正につきましては金額全てを説明させていただきます。

それでは、10款1項総務費1目の教育委員会費につきましては旅費の費用弁償の減額、また事務局費の165万3,000円につきましては報償費、需用費、役務費でございますが、この中の報償費の中の9番の学校再編検討委員会の報償費128万8,000円につきましては、統合に関係したものでございまして、計画した回数に達しないで全員の意思がまとまって答申になったことと、さらには委員の欠席のためであります。委員の中には保護者代

表やPTAの代表に役場職員や教職員だったりして、報償費の対象にならないのがあったりして減額となります。また、12節の役務費につきましては小・中学校のテレビ等の公開に伴いまして、処分料の手数料13万9,000円の補正でございまして、トータル165万3,000円の減額でございます。3目の教育助成費につきましては、19節の負担金補助及び交付金につきましては210万円の減額であります。これは小学校と中学校の就学援助費の確定見込みに伴う減額でございます。

次のページで、小学校費であります。水沢小学校費の184万3,000円の減額でございます。ほとんどが工事完了に伴うものでございます。また埴川小学校費の29万7,000円の減額でございますが、11節の需用費、修繕料として26万1,000円の補正であります。受水槽のバルブの修理費用として計上させていただいたものでございます。あとにつきましては事業完了に伴うものでございます。

次、4目の八森小学校費の、次のページになりますが、工事請負費の13万8,000円、トータルでございますけれども、この中の4番で多目的教室間仕切設置工事ということで71万2,000円の補正をさせていただいております。これにつきましては、新学期から特別支援学級1人1クラス増えることに伴いまして、現在予備スペースとして空いているスペースを教室に使用するための工事費として計上させていただいたものであります。

次、中学校費、2目の峰浜中学校費であります。需用費として44万2,000円修繕料を計上させていただきました。これにつきましては、屋内の消火栓用の水位警報器の取替えと、消火栓のホースの交換であります。経年劣化に伴いまして消防署の指摘に伴う修繕取替えでございます。

次のページになります。八森中学校費であります。19節の負担金補助及び交付金でございます。13万1,000円の補正であります。通学費の補助金であります。これは岩館地区からJRを使って通学する子どもたちの乗車券の補助ということで補正をさせていただいたものでございます。

次のページで4項の社会教育費2目の公民館費であります。備品購入費として18節36万3,000円につきましては、国民文化祭や社会教育等で峰栄館で利用者に対応するためにプロジェクターを購入するための費用として計上させていただきました。

次のページをお願いします。八森文化交流施設管理費、ファガスでありますけれども、5目の11節需用費として66万5,000円の計上させていただきました。修繕料であります。やはり海のそばであって塩害による腐食等による修繕と、建設当時の音響設備も一

部故障しておりまして部品もないことから今回少し大幅に直すということでもあります。中身につきましては駐車場の外灯の安定器の取替えとか、また、音響設備の修理、エレベーターや自動ドアの修理ということで計上させてもらっております。

また、11節のあきた白神体験センターの管理費であります。11節の需用費15万4,000円の計上でございます。これにつきましては、消耗品費として27万4,000円の計上につきましては、館内のスリッパの更新とマイクロバスと軽トラの夏タイヤを取り替えるための費用として、また、あと食糧費と光熱費の減額でトータル15万4,000円の計上でございます。また、備品購入費18節で13番のデジタイマー16万円の補正でございますが、ミニバスやバスケットボール、それからバトミントン等で日帰りで利用されるお客様が増えてまいりまして、お客様の要望等もございまして、備品として購入するものでございます。

次に、5項の保健体育費、学校共同調理場の運営費でありまして、需用費として58万8,000円計上させてもらいました。燃料費につきましては単価増に伴うボイラーの灯油代の不足分と修繕料33万3,000円につきましては、ガスの微少漏れ検知器の交換やガスの回転釜の修理等で計上させていただいたものでございます。

次のページであります。体育施設管理費として需用費としてトータルで1万7,000円の計上ですが、燃料費と光熱費は減額と、修繕費として21万7,000円につきましては御所の台球場のトイレの浄化槽のブロアの故障に伴って取替え修繕のための追加の補正であります。

15節の工事請負費につきましては、工事完了に伴う減額でございます。90万円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） まず、3点について伺います。

最初は、14ページの民生費県補助金、社会福祉費補助金で、県の方から灯油購入緊急助成事業、138万5,000円が入っています。税金の時も言ったんですけれども、当初の町単独の事業としては県の補助金は見込まないで町単独でやっていくということでしたけれども、県の方からも補助金が入りましたので、私共にもいろんな声が聞こえてきまして、5,000円は大変助かったっていう声と、もう少し欲しいという声と、それからぎりぎ

りこのラインに入らなかった一人暮らしの69歳、もうちょっとで70歳になるっていう人、非課税世帯で本当に背中がこぼけるほどストーブにべったりくっついて小さいストーブをつけて頑張っているんだというふうな声が、直接私の所に聞かれたりします。もうちょっとのあれだったんだけど、なんで私の所に来なかったのというふうなことが言われたりします。是非この県の補助金が65歳以上70歳までの人たちの非課税の一人暮らし、せめてそういう人たちに対象として広げてもらえないかどうか、考えをお聞かせ願います。

それから、2つ目は、28ページの2目老人福祉費の敬老式のこととちょっと関連してお伺いいたします。

敬老式の際に金婚式の方も出席されるんですけれども、今度、金婚式を迎えたいという方だと思いますが、私どもに寄せられた事によりますと、敬老式の当日から次の当日までの翌年までのこの間に金婚式を迎えた人が表彰されるということで、是非年度中に、平成26年度中に金婚式を迎える人を対象に、これを考えてもらいたいというふうな、なかなか夫婦揃って迎えることは難しいことですので、せめて平成26年度中に金婚式を迎える人に対してはこのような計らいをお願いしたいということで、私も他市町村いろいろ調べてみたら八峰町だけでした。敬老式から敬老式までということでしたので、是非このことも考えてもらいたいと思います。

それから、30ページですけれども、子ども園費、保育士が賃金が300万円減額になっています。どういう事情かちょっと分かりませんが、保育担当課長の方からは、0歳児3人に1人やっているんだから基準に合っているんだからと言いますが、0歳児の3人というのはこれ最大、最大限の配置であります。2.5人に1人とかじゃないととてもじゃないが本当は保育できない状態だと思うんですけれども、3人に1人と言わず2.5人に1人で、この減額がどういうわけか分かりませんが、5か月、半年働いて15日間の休みということもありますので、0歳児3人に1人でなくて2.5人に1人ということで考えて、合わせた上でこの保育士の減額についてお尋ねをいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 見上議員のご質問にお答えしたいと思います。

最初の1番目と2番目の質問です。

1番目につきましては、灯油の県費の市町村への補助がこのたび決定なって、実績は3月いっぱいということで今後申請することになるわけでありまして。それに伴って範囲を拡大して交付できないかというご質問でございましたけれども、今現在考えておると

ころでは、それを対応する予定はございません。誠に申し訳ないと思いますが、何とかひとつ御理解をいただきたいと思います。

次に、敬老式でございます。金婚式の区間の取扱いについてですが、近隣市町の内容を今確認しておらないのでどういう状況かよくは分からないのですが、ただ予算的なものは年度と言いますか、敬老式から敬老式までというふうな考え方で取っているかと思えます。それで予算的なもので間に合うのであれば、その対応について不都合な所がないかどうか、そこあたりは検討してみてもよいのではないかというふうに考えておりますが、今のところ、まず敬老式から敬老式というのを基準にして考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 3番目の保育士の関係でございますけれども、見上議員がおっしゃるところもありましてですね、実は定員に対する保育士プラスアルファの人数を予算には計上させていただいております。ところが保育士が思ったように足りないのと、現在いた保育士が病気と、それから妊娠等で欠員になりまして、その補填を補充するのに非常に難儀いたしまして、今でも募集しておるんですけども、なかなか保育士を見つけることができないというのが現状でございます。これからも保育士、人数の確保においては努力してまいります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 全員協議会の際にもし説明してくれているのであれば、私が聞き逃しかもしれませんので、ご了承いただきながら再度質問したいと思います。36ページの鳥獣被害対策事業費の関係でありますけれども、ここの補助金のところで120万円ほど減額をいたしております。説明資料を見せていただきましたところ、当初200万円の予算で80万円の実績ということで、その差額について補正をしておるようでございますけれども、まず80万円というようなことを、実は私も鳥獣被害対策、猿のあれには従事しておりますが、捕獲頭数等が多くなって被害が少なくなってこういう減額なったのか、それともまた申込む方々が少なくなって、今までの事業効果があつて申込者が少なくなって減額ということになったのか、減額になった理由をちょっとお知らせいただければなという具合に思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまのご質問にお答えいたします。

減額の方の理由でございますけれども、当初予算200万円見てございました。それで実績の見込みでございますけれども、80万円の見込みということで120万円の減額でございます。その内訳でございますけれども、今年度、電気柵を設置した方は10名でございます。それで延長でございますけれども、1,133mの簡易電気柵を設置してございます。それで、効果の方でございますけれども、確かに効果はものすごくあるんでございますけれども、それ以上にこれまで簡易電気柵は非常に単価が高かったわけでございますけれども、ここ数年でものすごく事業費が安くなってきてございます。そういう関係もあって、1件当たりの最高の補助限度額10万円ということで設定しているわけでございますけれども、なかなか限度に満分もらうような事業費にならないで設置できるということで、設置する方も大変喜んでございますし、金額以上の効果はあると考えてございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） せっかく予算計上していただいて農家の方々からも喜んでいただいておりますので、当然この後また新年度予算でもこの予算、縷々また説明なり議論されると思うんでありますけれども、おそらくまた同じぐらいの予算を計上していただけるんじゃないかなという具合に思うんであります。農家の皆さんの申込みにも全員に比べられることのできるような策を考えながらこの後もやっていただきたいと思っておりますので、もちろんいろんな追い上げとかそういった形で被害の方少なくなってきたとは思いますが、やはり来てからでは遅いので万全な対策を講じていきたいと思っておりますので、どうぞ抜かりのない対策を講じていただきたいという具合に思います。

以上です。答弁ありません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 32ページの委託料の予防接種委託料がかなり減額になっております。これでインフルエンザの予防接種にどのぐらいの減額があったのか、診療所の時間帯が1時間半とか2時間とかというふうな時間帯になっておりますので、前、秋元先生の時はかなりの方があそこに行ってインフルエンザの予防接種をしたと思うんです。それ

に伴ってかなりの減額があったんでないかなと思いますので、その辺の内訳、小・中学生のインフルエンザの接種についてお願いいたします。

それから、教育費の方ですけれども、43ページの冬期スクールバス委託料のことでちょっと伺いたいと思います。特に峰浜地区になると思うんですが、冬期のスクールバスの児童の利用が学童保育を受けている子どもは、基本的には両親が学童の場合は迎えに来るっていうことになっていきますけれども、冬期のバスの利用によってバスを利用する児童もいると思うんですね。そこで線引きがどのような線引きになっているのか、学童保育を受けている子どもがスクールバスを利用できないこの範囲の所で、大変共働きをして自分の子どもはスクールバスを利用できないと、近所の人に頼んだり自分の仕事が6時過ぎまで遅くなってなかなか駆けつけていけない、遅くまで子どもを迎えに行くことができない困っているというふうな声も聞きましたので、その線引きがどのようなになっているのか、望む子どもには全てやっぱり冬期のスクールバスを利用した方がいいと思うんですが、その辺のところを分かりましたらお願い、分からなかったらまた後で文面なりでお答え願いたいと思います。

ここまででお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、インフルエンザ、適宜・任意両方ございます。その中で18歳まで、それから妊婦さんまでの考え、県の方は、予算をまず計上した分に対しての72%強がまず実施されております。ただ、予算計上する時に100%対象者を計上しているわけではございませんので、実質半分くらいです。51%の実施率となっております。それから65歳以上については、これもまず予算の執行率としてはそんなに悪くなく、95%くらいの執行率となっておりますが、これも全部対象者を計上したわけではございませんので、実質6割くらいというふうなことになっております。医科診療所のインフルエンザに対しての今回の減額というふうな比較ということではございますが、今回、医科診療所の方の特別会計の方、まだご審議いただいておりますけれども、大体同じような金額が減額というふうなことになっておりますが、ただ全て医科診療所の方でこの方々が昨年度予防接種したかどうかというところの調査まではしておらないので、単純な比較にはならないかと思っております。いずれ、町内の診療所は医科だけでなく、東八森の診療所等々もございますので、なかなか単純には比較できないものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 小林教育次長。

○教育次長（小林孝一君） 先ほどのスクールバスの件でございますけれども、これは水沢小学校に限ったことではなく、全ての学校のスクールバス共通ですけれども、スクールバスの時間というのはほとんどの生徒の下校時間に合わせて運行しております。それで水沢小学校の場合はその運行に要する費用が約286万円ほどとなっております。これは1回の運行でこの費用です。ですからこれを事情のある子どもさんのために2回運行すると莫大な費用のかかり増しが生ずることになります。それで学童保育だけでなく部活動等でも遅くなる子どもさんたちは各学校におりますけれども、それらの子どもさんについては父兄の方の送迎ということでお願いしているところであります。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今のスクールバスの件で私の方からもお尋ねいたします。

ある一定の線引きは必要で、学校から2km以上離れた児童をスクールバスで送迎するという事になっているようですけれども、わずか数10m足りなくてバス利用できないという子どもさんもおります。それは規則ですからある程度やむを得ないという面もあるんでしょうけれども、バスの運行経路途中であって、バスに非常に余裕があるんですね、私も父兄から言われて見たんですが、バスにわずか数名しか乗ってなくて非常に余裕あるそういう場合であれば、おそらく運行の途中であれば拾って乗せていってもいいんじゃないかなという感じは受けたんですが、極端な話をすれば萩の台地区の児童なんです。わずか50mかそこら足りないんですよ。それがために小学校の子どもたちが冬の寒い中、小学生が5名ですか、学校まで歩かなきゃいけないといった状況になっていきます。目名瀧の子どもたちはスクールバスで学校まで乗って行くことができるんですが、目名瀧の子どもたちは、ヒーターの効いたぬくぬくとしたバスで学校まで行くと。わずか50mかそこら足りないその5名の子どもたちは、寒い中歩いて行かなきゃならないと、何かこう腑に落ちないような部分もございまして、そこら辺もう少し柔軟に対応できないのかなという思いがあるものですから、どうなんでしょうかね。運行経路を迂回して集めて行くっていうことであれば出来ないということもあるんでしょうが、そこら付近の考え方を教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。小林教育次長。

○教育次長（小林孝一君） お答えします。

確かにバスは空席がありまして、バスが通って行くのを見る歩く子どもたちにとっては、自分がなぜ乗れないのかという疑問、親からもそういう疑問が生ずるのはごもっともだと思います。現在まずバスの基準は小学生が2 km、中学生が3 kmという、それは道路なりの距離で乗せる乗せないがまず決まります。確かにそういうわずかの違いで乗れる子と乗れない子が出るってということで、そこをもっと柔軟に出来ないかということで、こちらはその点については考慮したいと思いますが、このバスの費用が全額町単独であればいいんですけれども、そういうルールに従っての補助金も来ているってことであれば、いわゆる補助金の交付要件基準にかなった状況で運行しないと、また補助金がもらえないということもありますので、そこら辺を十分に調査しながら柔軟に出来るかどうか検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） その距離の設定について、集合場所から2 kmということになっているんですね。かつて強坂地区に小学生が1人おったんですが、強坂地区は1人だけだったもんですからそのうちからの距離になるわけです。集合地域が1人ですからね。萩ノ台の場合は集合場所までまだちょっと何mか何10mか離れている。自宅から距離を測れば2 kmに達する子どももおるんじゃないかなという気もするんですね。だからそこら付近の統一した考えが私にすれば欲しいわけですよ。自宅の前からの距離、集合地域からの距離、かつて茶の沢の住宅の子どもたちは滝の間のどこかのお店の前までが集合地域でそこまでかなり1 km近い距離を歩くわけですね。その集合地域から測ると2 kmに満たないと。そうすりゃ子どもにすれば3 km近くを歩くっていうことに今その対象になる子どもたちが茶の沢にいるのかどうか、私そこまで承知していませんのでね、何かその時点で非常に不公平だなという感じは持っていたんですが、そこら付近、その自宅からの距離、集合地域からの距離っていうのははっきりやっぱりさせる必要があるんじゃないかなと思うんですが、そこら付近に対する考え方、教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） この距離につきましては、補助金の申請に当たっての提出書類等々がありまして、その相談をしながら指導を受けながら提出するような形でもありますし、また保護者からはこの萩ノ台だけでなく小手萩とかほかの地域からも様々やは

り、おれのとこまで迎えにこばいいとかというそういう方も様々聞けばきりないような状況でありまして、じゃあ公平にした方がいいじゃないかということで決めている部分もありますので、よく今後とも要望も聞きながら、そして法にも合わせて、いい状況で進めていきたいなと思っております。今答弁できるのはそのくらいかなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 関連してなんですけれども、私も質問しましたので再質問という形でいきたいと思うんですけれども、これ冬期スクールバスなんですよね。やっぱり冬期というのは危険は伴うわけです。最近の吹雪の状況なんて言ったら、ちょっと今まで経験したようなことがないような猛吹雪になります。私も相談を受けた人は仕事もして迎えに行くのも大変だし、これを1人で帰らせるとすれば遅くなってから、今教育長が言われましたけれども小手萩とかということでしたら本当にこれは危険を伴うことであるので、冬期スクールの場合は親の要望に応える特殊な特別な例として考えるべきではないかと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上さんのご意見も参考にしながら、検討してまいりたいと思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時28分まで。

午後 3時15分 休 憩

午後 3時25分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第29、議案第29号、平成25年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

○議長（須藤正人君） 当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第29号をご説明いたします。

議案第29号、平成25年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出の補正でございます。歳入歳出予算の総額に1,782万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,478万9,000円とするものでございます。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については5ページをお開きください。

最初に歳入についてでございます。

3款1項1目療養給付費等負担金1節現年度分460万4,000円の減額でございます。これは事業確定見込みによる減額でございます。それから2節過年度分385万8,000円の追加でございます。これも事業確定によるものでございます。

同じく2目高額療養費共同事業負担金1節高額療養費共同事業負担金104万3,000円の減額でございます。これも事業確定による減額でございます。

同じく3目特定健診検査等負担金1節特定健診検査等負担金21万7,000円の減額であります。これも事業確定により減額するものでございます。

3款2項3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金9万円の追加でございます。これが新しく高齢受給者の更新に係る経費でございます。これは歳出の方にも出てきます。

同じく4目災害臨時特例補助金1節災害臨時特例補助金20万2,000円の追加でございます。これは福島原発事故による避難世帯の被保険者の国民保険税と療養給付書に対する補助金でございます。

それから、6款1項1目高額療養費共同事業負担金1節現年度分104万3,000円の減額です。これも事業確定による減額でございます。

同じく 2 目特定健康診査等負担金 1 節特定健康診査等負担金21万7,000円の減額です。これも事業確定による減額でございます。

それから、6 款 2 項 1 目福祉医療基盤強化補助金 1 節福祉医療基盤強化補助金38万1,000円の減額です。これも事業確定による減額でございます。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分377万9,000円の減額です。これも事業確定による減額でございます。同じく 2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分125万2,000円の減額です。これも事業確定による減額です。5 節財政安定化支援事業繰入金215万1,000円の減額です。これも事業確定による減額です。7 節地方単独事業繰入金38万1,000円の減額です。これも事業確定によるものでございます。

それから10款 1 項 2 目その他繰越金 1 節その他繰越金2,874万円の追加でございます。これは前年度繰越金で補正財源でございます。

次に、歳出についてでございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費12節役務費 2 万6,000円の追加でございます。これも先ほど説明いたしました前期高齢者の自己負担割合が、平成26年 4 月 1 日以降も引き続き 1 割負担となることによる高齢者受給者の再交付のための郵送料でございます。ちなみに平成19年の 4 月 2 日以降の生まれた方については 2 割負担となります。それから13節委託料 6 万円の追加でございます。これは高齢受給者証の作成委託料でございます。

それから、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費19節負担金補助及び交付金1,503万2,000円の追加でございます。これは、不足と見込まれる追加でございます。

それから、2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費19節負担金補助及び交付金867万8,000円の減額でございます。これは被保険者の高額療養費の負担金を減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、これは財源内訳の変更でございます。

それから 6 款 1 項 1 目介護納付金、これも財源内訳の変更でございます。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金19節負担金補助及び交付金416万9,000円の減額でございます。これは拠出額の確定による金額でございます。同じく 3 目保険財政共同安定化事業拠出金19節負担金補助及び交付金263万3,000円の減額でございます。これも拠出額の確定による減額でございます。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費13節委託料212万4,000円の減額でございます。これは事業実績見込みによる減額でございます。

それから10款1項3目償還金23節償還金利子及び割引料1,458万4,000円の追加でございます。これは平成24年度事業確定に伴う返還額でございます。

それから11款1項1目予備費571万9,000円の追加でございます。これは給付費等の不足に対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第29号について採決を行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
日程第30、議案第30号、平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第30号、平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出の補正でございます。歳入歳出予算の総額に2,147万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,897万4,000円とするものでございます。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については5ページをお開きください。

最初に歳入についてでございます。

3款1項1目介護給付費負担金1節現年度分2,074万2,000円の減額でございます。これも事業確定による減額でございます。

5款1項1目介護給付費負担金1節現年度分2,810万2,000円の追加でございます。こ

れも事業確定による追加でございます。それから2節過年度分38万1,000円の追加です。これも事業確定による追加でございます。

8款1項1目繰越金1節繰越金1,552万9,000円の追加でございます。これは前年度繰越金で補正財源でございます。

それから、9款3項1目雑入1節雑入180万円の減額でございます。これは生きがいデイサービスの利用者の減による減額でございます。

それから、歳出についてでございます。

2款1項5目施設介護サービス給付費、これは財源内訳の変更でございます。

それから、2款4項1目高額介護サービス等費19節負担金補助及び交付金400万円の追加でございます。これは不足と見込まれる高額介護サービス費の追加でございます。

5款2項2目任意事業費13節委託料360万円の減額でございます。これも先ほど言いました生きがいデイサービスの利用者の減による減額でございます。

それから8款1項1目予備費2,107万円の追加でございます。これは給付費等の不足に対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 8ページの任意事業高齢者生きがい健康づくり推進事業委託料ですけれども、随分360万円と減額なっているんですが、これはどのような理由なんですか

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） ご説明いたします。

見上さんのご質問にお答えします。

当初予算で600万円計上してございます。それは利用人数にいたしまして3,000人を見込んでございました。それで、3月末までの利用状況を見ますと、1,200人の240万円の利用状況ということで360万円の減額にしてございます。

ちなみに平成24年度の実績でいきますと、1,269人の利用でございます。それから平成23年度では1,738名の利用者でございました。年々減少してきてございますので、もう少し利用者が増えればと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） 今回のページは7ページです。歳出の方ですが、5号のところにもありましたけど、財源内訳、これが国・県の支出金から一般財源に変わっています。これはこれで分かるんですよ、分かるんですけど、こういう場合はなぜその変わったか、どういう理由で変わったのかということをやっぴりおっしゃっていただかないと、数字を読むだけならこれ見ても分かるんです。説明をわざわざしてくださるんですから、どういう理由で変わったということを国保の場合もあったんですが、まあ国保の時やめました、そういうことを心掛けてください。それでまずこれ、財源変わった理由をお伺いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

財源内訳の変更はです、県の補助金とか国の補助金が入ってきます。事業の関係でこの事業に充ててる補助金が減額となったり増えたりした関係で、一般財源とそれから補助金関係の財源の内訳が変わってくる状況でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） いやまあそのとおりだと思うんですよ。だから変わったんですけど、当初国・県から来る支出金で見ていたものが、そこから見なくて一般財源だということになるとすれば、何らかのそれなりの理由、つまりそっちで見ていたものが移さなきゃならない理由というのが私共は分からない。あなた方ね、自分たちでこれやっているからこういうことは当たり前だと思うわけ。聞く方は、説明受ける方は、毎日その事業やっているわけじゃない、目通してるわけじゃない、これさ関わっているわけじゃないんですよ。だから、どうしてそうなった、これ、今の場合だけじゃないですよ。皆さん答弁する側全体がそうですがね、自分たちはやっているから分かっているのに説明しなくても当たり前だと思ってるわけ。ところが、何の、世間もそうですけど、そうじゃないんです。説明する側っていうのは聞く方の立場に立って説明しないと分かりにくいんです。今、町民生活課長にどうのこうのってこれあまり言っているんじゃないんです。本当全体に聞く方の立場に立って説明をなさいと、こういうことを私申し上げたいわけですよ。だからこれをなぜそうなったかということ、こうして見てたけど実はこういう理由でこうなったということをやっぴり説明しないと、そのために説明しているんです

よ。数字読むんだったら当たり前、何も読まねたって分かるんじゃないですか。そこだ。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。

休憩します。

午後 3時43分 休 憩

.....
午後 3時44分 再 開

○議長（須藤正人君） 開会します。

金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 7ページの660万円の一般財源の減額でございますが、当初、手元に資料ございませんが、1,000万円の一般財源で予算やってあったものが補助金の増減の関係で、補助金が増えた関係で一般財源が減ることになります。補助金が増えれば一般財源が減ります。その関係で一般財源の財源内訳が変更ということだけでこの予算書には載ってございますので、当初がいくらであったかと言いますと、この部分については、今現在手元に資料ございませんが、当初の一般財源がどのぐらいであったのかは後で見てご説明したいと思います。いずれ今の手元ではこの財源内訳の内容が私の手元では分かりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第31号、平成25年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第31号、平成25年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に96万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,421万5,000円とするものでございます。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については5ページをお開きください。

最初に、歳入についてでございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1節特別徴収保険料140万6,000円の追加でございます。これは保険料確定見込みによる追加でございます。それから2節普通徴収保険料6万3,000円の減額でございます。これは保険料確定見込みによる現年度保険料14万8,000円の減額と滞納繰越保険料8万5,000円を追加するものでございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金68万円の減額でございます。これは事業確定により減額でございます。

4款1項1目繰越金1節繰越金30万5,000円の追加でございます。これは前年度繰越金で補正財源でございます。

次に、歳出についてでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金96万5,000円の追加でございます。後期高齢者医療保険料164万4,000円の追加と保険基盤安定の負担金の67万9,000円の減額でございます。

それから3款2項1目一般会計繰出金28節繰出金3,000円の追加でございます。これは平成24年度の精算のよるものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 5ページの歳入のところで、普通徴収、保険料が減額になって滞納繰り越し分保険料が8万6,000円というふうになってはいますが、実際滞納者の方がいるということでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） お答えします。

今現在は滞納者はございません。この8万5,000円は納期過ぎた関係で滞繰に上がった関係で今回の補正に追加した部分でございます。今現在は滞納繰越はございません。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第32号、平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。議案第32号、平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から416万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億6,837万7,000円とするものです。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更は「第2表地方債補正による」

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

3ページの方をご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

簡易水道事業債は1億7,270万円から510万円減額して1億6,760万円、それと過疎対策事業債は1億7,270万円から530万円減額して1億6,740万円とするものです。

それから6ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目使用料100万円の減額です。内容につきましては峰浜地区の水道使用量の100万円の減額です。

5 款 1 項 1 目繰越金723万1,000円、これは前年度繰越金です。

7 款 1 項 1 目町債1,040万円の減額補正です。これは先ほど言いました簡易水道事業債510万円、過疎対策事業債530万円の減額です。これにつきましては補助事業と単独事業確定による補正でございます。

8 ページをご覧ください。

歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費192万9,000円の減額です。需用費が20万円、これは印刷製本費、13委託料50万4,000円、メーター交換委託料です。18節備品購入費122万5,000円水道メーター分です。これについては事業確定による減額補正になっております。

9 ページです。

2 款 1 項 1 目八森地区施設改良費224万円の減額です。13節設計委託料106万8,000円の減額。15節工事請負費37万4,000円の減額です。内容は排水管布設工事887万5,000円の増、観海地区浄水場等建築工事333万8,000円の補正、観海地区取水施設築造工事1,258万7,000円の減額です。これらについては事業完了と事業完了見込みによる補正になっております。17節公有財産購入費79万8,000円、これは用地取得の実績による補正になっております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番柴田正高君。

○3 番（柴田正高君） 峰浜地区の水道使用量の100万円減額になっている理由と、それから9ページの工事請負費で排水管布設工事が887万5,000円増になっているんですが、この増になった理由をお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 当初、沢目地区の方で500万円ほどの収入を見込んであったのですが、毎年大体3%から4%ぐらいの使用料が下がってきております。特に今回につきましては峰浜地区の方がちょっと予算を見過ぎてあったような状況であったので、今回で調整させていただきました。

それから排水管布設工事ですが、今回の増額につきましては国道周辺をちょっと早めにやりたいということで、樺台周辺の国道をやっております。その分の工事の分の追加で800万円ほど多くなっております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今の峰浜地区の水道料、毎年3%ぐらいずつ使用料そのものが下がっているという説明でしたけれども、その理由、それこそ世帯数が減ってきているから3%ぐらいずつ下がってきてるとか、それこそハウスに引き込んで人たちがハウスやめて閉栓にしたから下がってるとか、そういうふうになんかしたこう説明をお願いしたいんですが。

それからこの887万5,000円が増になった、増にするというのはそれなりの今、理由があって、今、課長から説明受けたんですが、当初の工事に予定のなかったその部分をまず先取りして工事を行うということで増になったというような、そういう説明でよろしいんですか。そういう理解でいいんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 今ちょっと手元の方に年別水道料金調定調べというのがあるんですが、大体峰浜地区で6%ぐらいの減の見込みです。それから八森地区で3%程度ですが、やっぱり人口減によるものと考えております。それから工事の方なんですけど実際やる予定がちょっとこうなかったところを、県の方の道路管理者の方で協議が付きましたので、それを先に前倒ししたという、そういう関係でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第33号、平成25年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明いたします。議案第33号、平成25年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から574万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5,584万2,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正による。

平成25年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容については3ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。八森浄化センター等維持管理業務委託、期間が平成26年度から平成28年度まで。限度額が2,527万2,000円、沢目浄化センター等維持管理業務委託、期間が平成26年度から平成28年度まで限度額1,555万2,000円、合計4,082万4,000円でございます。

それから6ページをご覧ください。

歳入でございます。

公共下水道使用料180万円の減額。これにつきましては現年度分で八森地区が100万円、沢目地区が80万円合計180万円の減額でございます。

3款1項1目一般会計繰入金394万6,000円の減額です。これは繰入金の減額でございます。

それから7ページ、歳出になります。

1款1項1目一般管理費212万2,000円。これは27節の公課費で消費税の確定により212万2,000円の減額になっております。

1款2項1目八森処理区施設管理費268万1,000円の減額です。内容につきましては7目の日々雇用者賃金24万円、11節の需用費の修繕料、これにつきましては八森処理場のシャッターの修繕の84万円の補正になっております。それから12節役務費、これは手数料で施設機械設備等の整備手数料の確定によるものです。13節の委託料31万7,000円の減額ですが、これは下水道中継ポンプ用マンホールの清掃委託20万5,000円、それから処理

場水質検査委託11万2,000円の減額です。これは委託費の確定によるものです。2目沢目地区施設管理費94万3,000円、賃金の日々雇用賃金が24万円の減額、それから需用費、消耗品の医薬品等で40万円の減額です。13節委託料、これについては下水道中継用マンホール清掃業務委託18万1,000円の減、処理場水質検査業務委託料12万2,000円の減、これも委託費確定によるものです。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第34号、平成25年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第34号、平成25年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出の予算金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容について2ページをご覧ください。

債務負担行為の補正でございます。

石川地区、岩子・大久保台地区、埜地区、農業集落排水処理施設等維持管理業務委託、期間が平成26年度から平成28年度まで、限度額が522万9,000円です。

4 ページをご覧ください。

歳入でございます。

4 款 2 項 1 目の基金繰入473万3,000円の減額です。これにつきましては農業集落排水事業債償還基金繰入金の減額でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金473万3,000円の補正でございます。前年度繰越金でございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第35号、平成25年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第35号、平成25年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から24万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,613万円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

平成25年3月6日提出

内容については3ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。漁業集落排水処理施設等維持管理業務委託、期間平成26年度から平成28年度まで、限度額770万1,000円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金524万7,000円の減額でございます。

4款1項1目繰越金500万円の補正でございます。これは前年度繰越金でございます。

7ページになります。

歳出です。

1款2項1目岩館地区施設管理費24万7,000円の減額です。これについては委託料の処理場水質検査業務委託11万5,000円の減、上下水道中継ポンプ用マンホール業務委託料13万2,000円の減、これは委託費確定によるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第36号、平成25年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） ご説明します。

議案第36号、平成25年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を277万7,000円とするものでございます。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

内容につきましては5ページをご覧ください。

歳入でございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料32万2,000円、これは現年度分の使用料の減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金122万7,000円の減額でございます。

6ページになります。

6款1項1目繰越金114万9,000円の補正でございます。前年度繰越金です。

7ページになります。

歳出でございます。

1款2項1目施設管理費40万円の減額です。12節の役務費手数料関係ですが、浄化槽清掃、汚泥収集等手数料の確定によりまして40万円の減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第37号、平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第37号を説明いたします。

平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）であります。

平成25年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,105万8,000円を減額し、それぞれ7,327万5,000円とする。

平成26年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

中身につきましては5ページをご覧ください。

診療所の特別会計につきましては、昨年の5月の診療体制の非常勤による時に組み替え等々しております。関係部分のみの組み替えを実施いたしましたので、今回、事業確定見込みに伴う減額補正が主な補正となっております。

最初に5ページの歳入であります。

1款1項1目です。医科診療報酬収入です。3,114万2,000円の減額であります。見込みによります。2目医科診療報酬収入、歯科診療報酬収入です。521万6,000円の追加となります。

次に、1款診療収入であります。1款2項1目1節、医科諸検査等収入441万1,000円の減額であります。内容につきましては予防接種に関するもの259万8,000円、保育所内科検診51万4,000円の減、出稼ぎ検診1万円の減です。農協生命共済検診収入4,000円の減。職員の検診収入です、50万円の減。その他検診収入は1万6,000円の追加です。特定検診収入1万4,000円の減、学校検診収入29万5,000円の減です。肝炎ウイルス検診収入4万2,000円の減です。それから職場検診収入が45万円の減となっております。

次に、歯科諸検査等収入であります。23万6,000円の追加であります。中身といたしましては妊婦歯科検診収入4,000円です。それから、個別フッ素塗布収入、次のページになります。3番といたしまして乳幼児健診時フッ素塗布収入12万円、それから歯科教室等指導の収入であります。10万4,000円であります。

次に、使用料及び手数料であります。医科文書料であります。証明手数料が7万6,000円の減であります。健康診断書等の減となっております。また、2節意見書作成手数料19万円の減であります。介護保険等の主治医の意見書作成手数料の減ということでござ

います。

3 款であります。繰入金であります。一般会計の繰入金です。248万4,000円であります。

次に、繰越金です。前年度繰越金といたしまして682万5,000円の追加でございます。歳出であります。

次のページになります。

1 款総務費医科一般管理費であります。事業確定見込みに伴います減額となっております。1 節報酬307万円の減であります。非常勤特別職の報酬の減であります。2 節給料であります。306万円の減額であります。一般職給料の減額であります。それから3 節職員手当の減112万5,000円あります。一般職の分であります。それから4 節共済費140万3,000円の減であります。7 節賃金であります。392万7,000円の減であります。この中で特に大きいのは看護師であります。当初看護師2人を臨時で雇用する予定ではございましたが1名ということの体制で行っておる関係で大きな金額となっております。次に、11 節需用費であります。37万4,000円の減であります。燃料費、光熱水費の減で見込みであります。12 節役務費であります。13万9,000円、手数料の減であります。それから19 節負担金補助及び交付金です。24万円の減となっております。

2 目であります。歯科一般管理費であります。賃金事業見込みに伴う減額であります。61万5,000円、歯科衛生士、歯科助手それぞれの減額であります。次に、需用費であります。18万2,000円の減、燃料費と光熱水費の見込みであります。

次のページになります。

1 款総務費の2 項研究研修費であります。1 目医科研究研修費であります。合計で20万円の減、旅費普通旅費であります。全額減額となります。それから19 節負担金補助及び交付金、これも10万円の減であります。研修会の負担金であります。

2 款の医業費1 目医科医業費であります。561万3,000円の減であります。需用費であります。349万1,000円の減、医薬材料費の減349万1,000円あります。役務費です。手数料関係であります。187万円の減というふうになっております。13 節委託料25万2,000円の減であります。医科医療機器の保守点検整備の委託料の減であります。

次に、2 目歯科医業費でございます。111万円の減額であります。需用費の医薬材料費の減というふうになっております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 診察時間の短縮ということで、かなり事業が縮小されてるなと思うんですけども、現在勤務する人たちはどういう勤務体制になっているんでしょうか。かなりの空白時間があると思うんですけども、どのように勤務しているのか教えてもらいたいと思います。

それからバス、素晴らしいバスを購入して患者さんを送迎するということが大変いいことなんですけれども、このバスの利用ですね、もうちょっと範囲を広げて八森方面に広めるとか、八森の方はお医者さんが2か所病院が診療所があるので、影響出るのかどうか分からないですが、こっちの方ももう命がけですのでやれるかどうかの瀬戸際ですので、その辺のバスの利用なんか今までとおりでなくて何か考えておられますか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

最初の診療所の職員の勤務体制ということでございますが、まず2月までは火曜日を休診ということで週4日体制でやってきております。その間まず時間的には2時間というふうなことをおおむねそれを基準にしてやっておりますが、全てその2時間できちっと対応できるわけではなく、会場といいますか診療所の準備、それから診療時間は受付時間がおおむね2時間ということでございます。患者の数によりましては延びる場合もございますので、その延びた分の対応ということで実施しております。それなりにまず準備、それから後片付け、レセプト等々のことで今それなりに頑張っているところでございます。

また、3月からは埴川分院を再開いたしまして実施しております。移動の時間、それからまた、埴川分院には電子レセプトと言うんですか、が無いもんですから、そちらの後の処理もみんなでするよう指示しているところでございます。それなりにまず対応しているところでございます。

次に、バスの運行ということで八森地区等々拡大は出来ないかということでございます。基本的にこの町営診療所は、峰浜地区を基準として考えております。これを八森地区まで延長するとか、当然能代市までは行けるわけではないのでありまして、検討する段階ではないかなというふうなことを考えております。なかなか八森地区までには拡大することは困難かなというふうな印象を今持っております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 診療収入が見て分かるとおり大変落ち込んでおります。来ていただいている先生方には大変感謝はしておりますが、この全協の資料の診療体制について見ても、やはり診療時間が2時間、今、課長から説明を受けましたが2時間オーバーする時もあるとは思いますが、まず基本2時間。せめてインフルエンザワクチンなり、そういう必要とされる、住民から本当に必要とされるワクチン接種ぐらいは出来る時間帯の診療体制を、もう少し粘り強くね交渉してみる必要があると思うんですよ。向こうが2時間と言ったから、はい2時間をお願いしますじゃなくてね、もう少しこういう事業費を出すぐらいならやはり必要とされる診療所体制をもう少し粘り強く交渉して作る必要があると思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 門脇議員のご質問にお答えいたします。

基本的に非常勤体制を取る時に医師会、それから秋田大学等々お願いして、現在のそれぞれの医師の勤務体制の中での空いている時間を八峰町の方に充てて来てもらっている関係で、なかなかこの時間を拡大するのは今の段階では困難と考えています。しかしながら、先ほどの減額補正予算の中にもありましたとおり、インフルエンザで280万円、当初予算の計画の中でありましたけれども、そのインフルエンザの予防接種については結構要望がございます。ですので、今後平成26年度においてどういう体制がとれるのか、ちょっと今考えていきたいなというふうには思っておりますが、なかなか明確な、相手があることですので返答はできませんけれども、せめてインフルエンザの予防接種についてだけでも何とかかんとかできないかなと今考えております。まずこれからやっただけの医師とまた協議していかなければならないですが、今少し時間をいただければというふうを考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。11番阿部栄悦君。

○11番（阿部栄悦君） 先ほどは少しきつい話になりましたが、今度は少し褒めてみたいと思います。

それはさておいて、今、門脇議員もおっしゃったようにこの医科診療ということに関して厳しい面があることは事実であります。さてその大変心配しました医科の方の診療

報酬がこれ見ると増えているんですね。歯科、歯科。歯科です、ごめんなさい。それでね、歯科の方のかかっている費用も少なくなっているんですよ、110万円くらいか、そうなっていますが、大変心配してやっていただいたんですけど、評判もいいんです。女の先生でもあるし、やさしくて丁寧にやってくださるということで。その分時間は少しかかるんだろうと思いますが、それでも好感を持って住民の方々行ってますから、良かったなと思っています。ということで大変良かったと思って私共は見て喜んでするわけですけども、そのとおりでとは思うんですが何かあれですかそのまんま喜んで私共歓迎のあれでいいわけでしょ。何かあったらまず、こういう機会にちょっとお話をできれば本議会だから言いにくいところもあるとは思いますが、課題があったりするのかなどうかと、でなければ大変いいなとこの調子で住民が話に話を呼んで話題を呼んでいっぱい行ってくれるようになれば大変いいなとこういうふうに思ってます。その額面どおり喜んでいいんでしょうか。何かあるんでしょうか。ちょっとお尋ねしたい。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

医科の方はご指摘のとおりかなり厳しい状況ではありますが、歯科の方は順調に進んできております。ですから阿部議員がご心配するようなそういう懸念材料は今のところございません。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 鋭意努力をしながらお医者さんを探しておるのは分かるわけでありましてけれども、やはり先ほど来いろんな方々からご指摘ありますように、やはり2時間とかですね、日々先生が変わるということに、実際お医者さんを利用してる患者さん方は、納得っては言葉悪いんですが十分安心感は覚えておらないだろうなど。いつでもかかれるお医者さんがいつ行ってもいるというようなことが一番の基本だわけでありまして、やはり地域医療確保というような観点から、新年度もですね引き続き早期に常駐の医師を確保できるように最大限努力をしていただきたいという具合に思いますので、町長の決意のほどをひとつお聞かせをいただきたいという具合に思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

このとおりで収支状況見ても分かるとおりで診療収入は減ってるというのが非常に分か

ると思います。これはまず、今、門協議員からも指摘は受けましたけれども、やっぱり短時間では稼ぐ時間が少ないのでどうしてもそうならざるを得ないということですので、今医師確保についていろんな手だてを考えながら交渉などをしてはいますけれども、ただ今、現実やっぱりかなり医師の確保がどこも難しい、それからまた秋田県全体でこれから地域枠とか入った医師がもう2年後にはかなりの数確保されるのでそうなればかなり緩和されてくるよという話を県の方からも言われているんですけども、そう待てないので何とか頼むという話はしているんですけども、自治医科大出身であるとか様々な角度で今当たっておりますけども、今しばらく時間はかかると思います。私もこれは重要な課題の一つだと思っていますので一生懸命頑張ってまいりたいなと思っていますので、もう少しお待ちいただければ、それからまた皆さん方にも有力な情報がございましたら、

是非お寄せいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 再質問を行いたいと思います。

先ほどの体制のことで私が伺ったのは職員の勤務体制なんですけれども、2時間かそこいらの中で、看護師さんが一人何時から何時までの勤務なのか、そのほかにどのような人がそこで勤務して臨時か何か入っているのか、その辺のちょっと勤務体制を聞いたかったのですが、そういうことと、それと課長の答弁の中にバスの運行峰浜地区だけ考えていると言われましたけれども、町長に伺いたいんですが、今この合併して峰浜とか八森を取り除いて考えようということに進んできてると思うんですけども、この大事なかなり金をかけた事業が峰浜地区だけというふうなことにはならないと思うんですよね。今一度このあり方というのは町長どのように考えておられるんですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 見上議員の質問にお答えします。

先ほどは説明不足で申し訳ございませんでした。体制は事務職員1名、職員の看護師1名、それから臨時の看護師1名です。あと、事務補助2名という体制でやっております。全てフルタイムで行っております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

八森だ峰浜だとそういう関係ではなくて、今のバス時間の運行からいくと連れてくれば必ず送って行かなきゃならないという体制でございますので、そういう現実的にはそんなにまた余裕あるわけではありませんし、バス運行そのものも時間をですねある程度限定をしながらやっていますので、全町を回るということになると、これは今の時間ではちょっと回りきれないのではないかな、対応できないのではないかなというふうにこう思っています。したがって、当面はですねやっぱり峰浜地区重点にしながら、そしてまた八森地区には東八森の診療所、更にはハタハタの町診療所もございますので、そういった利用される、できる機関もございますので、そういった形で利用していただければいいんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） ある患者さんの方からの声なんですが、秋田大学から派遣されている医師から診てもらっている患者さんの話なんですが、大学病院から来てる先生は診断書を書いてくれないと。ほかの先生は書いてくれるんだけども大学病院から派遣されている先生は診断書書いてくれないんだよなど、こういう話なんです。それ事実なのかどうか、また事実だとすれば、どうしてその先生は診断書を書かないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 柴田議員の質問にお答えいたします。

その話は、私今初めてお聞きいたしましたので、今ここでお答えすることはできません。いずれ本日、今日木曜日ですね、担当ですが、そこ当たり診断書を書く書かないというふうな医療的な行為に対してどういう経緯があったのかを、調べた上でご報告するしか今手立てないので、ご了承いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日午前10時より開会し、残りの議案を審議いたします。

これにて散会いたします。ご苦勞様でございました。

午後 4時37分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤正人

同署名議員 5番 門脇直樹

同署名議員 6番 腰山良悦

同署名議員 7番 皆川鉄也